

資 料 編

(条 例 等)

目 次

(資料編・条例等)

条例等 1	岡山県石油コンビナート等防災本部条例	127
条例等 2	岡山県石油コンビナート等防災本部運営要綱	128
条例等 3	部会構成員名簿	129
条例等 4	部会運営要領	130
条例等 5	岡山県石油コンビナート等災害対策要綱	131
条例等 6	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	144
条例等 7	中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定	146
条例等 8	防災相互応援協定（岡山県，香川県）	148
条例等 9	船舶消防業務協定書及び覚書	150
条例等 10	岡山県下消防相互応援協定	153
条例等 11	岡山市・倉敷市消防相互応援協定書	156
条例等 12	倉敷市・玉野市消防相互応援協定書	158
条例等 13	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	160
条例等 14	岡山県消防防災ヘリコプター支援協定	163
条例等 15	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	166
条例等 16	災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定	171
条例等 17	倉敷市石油コンビナート等災害対策本部設置規程	172
条例等 18	石油コンビナート出動計画（倉敷市消防局）	181
条例等 19	倉敷市工場事故時等措置要綱	182
条例等 20	災害時の医療救護活動についての協定書（市）	184
条例等 21	災害時の医療救護活動に関する協定書（県）	187
条例等 22	おかやまDMA T の出動に関する協定書	190
条例等 23	水島コンビナート地区保安防災協議会会則	192
条例等 24	水島コンビナート地区共同防災規程	201
条例等 25	共同防災隊出動基準	227
条例等 26	水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定	241
条例等 27	水島地区排出油等防除協議会会則	244
条例等 28	水島港湾災害対策協議会会則	248
条例等 29	水島港湾災害時における相互応援要領	250
条例等 30	大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会設置要綱	253
条例等 31	瀬戸内地区広域共同防災協議会規則	255

・・・このページは空白です・・・

【条例等 1】

岡山県石油コンビナート等防災本部条例

岡山県石油コンビナート等防災本部条例をここに公布する。

昭和 51 年 7 月 6 日

岡山県知事 長 野 士 郎

岡山県条例第 50 号

岡山県石油コンビナート等防災本部条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 28 条第 8 項の規定により、岡山県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名又は任命する本部員の定数)

第 2 条 法第 28 条第 5 項第 4 号及び第 9 号に掲げる本部員の定数は、それぞれ 20 人以内とする。

(幹 事)

第 3 条 防災本部に、幹事を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第 4 条 防災本部は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する本部員のうちから本部長を指名する者をもって、これに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(そ の 他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年岡山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

防災会議の委員，専門委員及び幹事

」を

「

防災会議の委員，専門委員及び幹事
石油コンビナート等防災本部の本部員，専門員及び幹事

」に改める。

【条例等 2】

岡山県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、岡山県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年岡山県条例第50号）第5条の規定により、岡山県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部長の代理)

第2条 本部長に事故があるときは、担当副知事等がその職務を代理する。

(本部会議)

第3条 防災本部に本部会議を置き、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第27条第3項に規定する防災本部の所掌事務のうち重要な事項について協議決定する。

2 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。

3 本部員は、必要があると認めるときは、本部長に対し本部会議の招集を求めることができる。

4 本部会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して書面により本部員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(専決処分)

第4条 本部長は、やむを得ない理由により本部会議を開く暇がないと認めるときは、防災本部の所掌事務について専決処分をすることができる。

2 本部長は、前項の規定による専決処分をしたときは、その旨を直ちに本部員に通知するものとする。

(定 足 数)

第5条 本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(本部員の代理)

第6条 本部員は、やむを得ない理由により本部会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を本部会議に出席させることができる。

(会議の議決)

第7条 本部会議は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部 会)

第8条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、部会において調査審議した結果を本部長に報告しなければならない。

3 部会の運営に関し、必要な事項は部会長が定めるものとする。

(庶 務)

第9条 防災本部の庶務は、岡山県消防保安課において行う。

(そ の 他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防災本部の運営について必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年8月19日から施行する。

この要綱は、平成10年2月12日から施行する。

【条例等 3】

部 会 構 成 員 名 簿

部 会 名	所 属 機 関 名 (本 部 員) ○印 部会長
火災・爆発対策部会	中国四国産業保安監督部、水島海上保安部、岡山労働局、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊、岡山県警察本部、岡山県企業局、岡山県知事直轄、○倉敷市消防局、倉敷市総務局、水島コンビナート地区保安防災協議会
有害ガス対策部会	中国四国産業保安監督部、岡山労働局、岡山県警察本部、岡山県知事直轄、○岡山県環境文化部、岡山県保健医療部、倉敷市消防局、倉敷市総務局、倉敷市環境リサイクル局、水島コンビナート地区保安防災協議会、日赤岡山県支部、倉敷市連合医師会
流出油対策部会	○水島海上保安部、岡山労働局、中国地方整備局、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊、岡山県警察本部、岡山県知事直轄、岡山県環境文化部、岡山県保健医療部、岡山県農林水産部、岡山県土木部、岡山県備中県民局、岡山県水島港湾事務所、倉敷市消防局、倉敷市総務局、倉敷市建設局、水島港湾災害対策協議会
交通・避難対策部会	中国四国管区警察局、水島海上保安部、○岡山県警察本部、岡山県知事直轄、岡山県土木部、岡山県備中県民局、岡山県教育庁、倉敷市消防局、倉敷市総務局、倉敷市建設局、水島コンビナート地区保安防災協議会、水島港湾災害対策協議会
救急・医療対策部会	水島海上保安部、岡山労働局、岡山県警察本部、岡山県知事直轄、岡山県保健医療部、岡山県備中保健所、岡山県教育庁、倉敷市消防局、倉敷市総務局、倉敷市保健福祉局、水島コンビナート地区保安防災協議会、○日赤岡山県支部、倉敷市連合医師会

※放送関係機関、岡山県及び倉敷市等の上記部会に属さない機関（本部員）は、それぞれ必要に応じ各部会に参画する。

【条例等 4】

岡山県石油コンビナート等防災本部 〇〇〇〇対策部会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、岡山県石油コンビナート等防災本部運営要綱第8条第3項の規定により、岡山県石油コンビナート等防災本部〇〇対策部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会の業務)

第2条 部会は、次の業務を行う。

- ① 水島地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る……………
……………計画等の策定及び実施に関すること。
- ② 特別防災区域に係る……………対策等の調査研究に関すること。

(部会の会議の招集)

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会に属する本部員及び専門員は、必要と認めるときは、部会長に対して部会の会議の招集を求めることができる。

(幹 事 会)

第4条 部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、部会長が招集し、部会長又は、部会長が指名した者が議長となる。
- 3 幹事会は、部会長から諮問された事項について、意見を具申する。

(議 事)

第5条 部会の会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(そ の 他)

第6条 部会の会議及び幹事会には、必要により構成員以外の関係者を出席させ、意見を求めることができる。

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和51年10月14日から施行する。

【条例等 5】

岡山県石油コンビナート等災害対策要綱

(昭和 55 年 10 月 1 日制定)

令和 5 年 4 月 1 日改正

第 1 目 的

この要綱は、水島及び福山・笠岡特別防災区域に係る事故・災害等に迅速かつ適確に対処するため、岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、県のとるべき防災体制について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 防災体制の内容

1) 防災体制の種類

県のとるべき防災体制の種類は、岡山県石油コンビナート等防災計画第 4 編第 1 章第 3 節に規定する次の各防災体制とし、原則として、倉敷市消防局又は笠岡地区消防組合からの通報内容に基づき所要の体制をとるものとする。() 内は県の配備体制

- (1) 第 1 次防災体制 (警戒体制)
- (2) 第 2 次防災体制 (特別警戒体制)
- (3) 総合防災体制 (非常体制)

2) 配備の基準及び内容

各防災体制に応じ、次により災害種別ごとに一般的配備基準に従って配備につき対応するものとする。

体制	災害種別	一 般 的 配 備 基 準	内 容	備 考
第 1 次 防 災 体 制	火 災 爆 発	消防保安課 環境管理課 医薬安全課 (毒劇物に係る場合) ※備中県民局 ※備中保健所 (毒劇物に係る場合) ※備中県民局井笠地域事務所	特に関係のある部課の職員の少数人員を配備し各部課であらかじめ定めた災害応急対策措置要領等にもとづく防災活動を実施し状況によってはさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。	
	有 害 ガス漏洩	消防保安課 環境管理課 医薬安全課 (毒劇物に係る場合) ※備中県民局 ※備中保健所 (毒劇物に係る場合) ※備中県民局井笠地域事務所		

体制	災害種別	一般的配備基準	内 容	備 考
第一次防災体制	流出油	消防保安課 環境管理課 水産課 港湾課 医薬安全課（毒劇物に係る場合） ※備中県民局 ※備中保健所（毒劇物に係る場合） ※水島港湾事務所 ※備中県民局井笠地域事務所		
第二次防災体制	同上	第1次防災体制に加え災害等の状況に応じ、主管部長又は備中県民局長が配備を命ずる部課等並びに危機管理監から配備要請があった部課等※ 危機管理チーム員	第1次防災体制に加え災害等の状況の推移に伴い直ちに総合防災体制に切り替え得る体制とする。 危機管理チーム会議の開催	※部課等： 部課及び出先機関 (以下同じ)
総合防災体制	岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき現地本部に必要な人員を配備し、現地本部業務を行う他、非常体制により災害対策を実施する。			

※所轄区域で発災した場合に限る。

(注 意)

- ・ 災害が複合して発生した場合は、災害種別ごとの一般的基準に定めるすべての部課等が配備につくものとする。
- ・ 第2の2)の規定にかかわらず災害が小規模又は一過性の場合においては、各主管部長の判断により配備体制をとらないことができる。

3) 活動の基準

第1次防災体制・第2次防災体制においては、特定法を所掌する部課等が法令に基づき実施する応急対策のほか次により、主として災害情報の収集・伝達及び連絡調整を行う。なお総合防災体制については第4に定める。

(1) 第1次防災体制における所要の活動

- ① 電話交換業務 財産活用課（有線）
- ② 無線の運用 消防保安課（無線）
- ③ 情報収集・応急対策の実施及び報告等

ア. 各配備課は、所掌する特定法に基づく応急対策の実施のほか、災害情報の収集を行うとともに、これらの結果をとりまとめ防災上の資料としてできるだけ速やかに防災本部（消防保安課）に報告する。

イ. 防災本部（消防保安課）は、前記ア及び岡山県石油コンビナート等防災計画に基づく災害報告等を取りまとめるほか、現地調査を行うなどにより災害状況の正確な把握に努めるとともに必要に応じ、防災関係機関に対し応急対策の実施等についての連絡調整を行う。

ウ. 関係部課等は相互に連絡をとり、情報の正確を期す。

④ 災害広報

公聴広報課は、防災本部（消防保安課）と密接な連絡をとり、報道機関に対する災害状況の発表等を行う。

(2) 第2次防災体制における所要の活動

第1次防災体制に準じて実施する他、次により総合防災体制への移行の準備を行う。

① 防災本部（消防保安課）は、総合防災体制への移行に備えて、災害状況の検討・関係機関との連絡調整を行い、本部長へ提出する資料を作成する。

② 関係部課等は、収集した災害情報等から総合防災体制へ移行する必要があると判断した場合は、速やかに、その旨を防災本部（消防保安課）へ連絡協議する。

4) 防災主管課

(1) 防災主管課の構成

各部及び出先機関等の防災主管課（部）等は、次のとおりとする。

知 事 直 轄	消 防 保 安 課
総 合 政 策 局	公 聴 広 報 課
総 務 部	総 務 学 事 課
県 民 生 活 部	県 民 生 活 交 通 課
環 境 文 化 部	環 境 企 画 課
保 健 医 療 部	保 健 医 療 課
子 ど も ・ 福 祉 部	福 祉 企 画 課
産 業 労 働 部	産 業 企 画 課
農 林 水 産 部	農 政 企 画 課
土 木 部	監 理 課
出 納 局	用 度 課
企 業 局	施 設 課
教 育 庁	教 育 政 策 課
備 中 県 民 局	地 域 づ く り 推 進 課
水 島 港 湾 事 務 所	維 持 管 理 課
備 中 保 健 所	企 画 調 整 情 報 課

(2) 防災主管課の活動

防災主管課は、消防保安課と密接な連携を保ち、所属部が所掌する防災対策等の実施について、部内（出先機関を含む）の連絡調整を行う等、防災体制の円滑な運営を図るものとする。

第3 配備の要領等

1) 配備職員

関係部課等の長は、あらかじめ、各防災体制別に所要の配備職員を指名しておくものとする。

2) 通報伝達及び配備の連絡等

事故・災害等の発生についての通報伝達及び配備の連絡は、伝達系統図に示すところにより次のとおり行

う。

ただし、総合防災体制下における防災本部からの関係課等への連絡はすべて防災主管課を通じて行う。

なお、関係課等は、消防保安課から通報を受ける前に事故災害等に関する情報を入手したときは、直ちに消防保安課に連絡する。この場合、勤務時間外の連絡は、消防保安課のコンビナート災害連絡要員（以下「災害連絡要員」という。）に行う。

(1) 勤務時間中の場合

消防保安課は、事故・災害等の発生通報を受けたときは、直ちに事故・災害等の種別及び態様により所要の伝達主管課に連絡するものとし、連絡を受けた伝達主管課は直ちに部内関係課等に連絡する。

(2) 勤務時間外の場合

- ① 守衛当直員は、事故・災害等の発生通報を受けたときは、別に定める「コンビナート災害関係非常連絡要領」に基づき、直ちに消防保安課の災害連絡要員に連絡するものとし、連絡を受けた消防保安課の災害連絡要員は、「消防保安課石油コンビナート等災害対策措置要領」により措置し、所要の伝達主管課の災害連絡要員に連絡する。
- ② 連絡を受けた伝達主管課の災害連絡要員は、所属長に連絡し、その指示を受けて配備職員を登庁させるとともに部内関係課等の災害連絡要員に連絡する。
- ③ 配備についた配備職員は、その旨を所属長に報告するとともに、速やかに消防保安課に連絡する。
- ④ 消防保安課長は、事故・災害等の状況の推移により防災体制を移行・縮小又は廃止することが決定したときは、所要の伝達主管課長にその旨を通知するものとし、通知を受けた伝達主管課長は関係課等の長に通知する。

3) 通信及び庁内放送の確保

防災体制をとった場合における庁内電話・及び庁内放送の確保は次により行う。

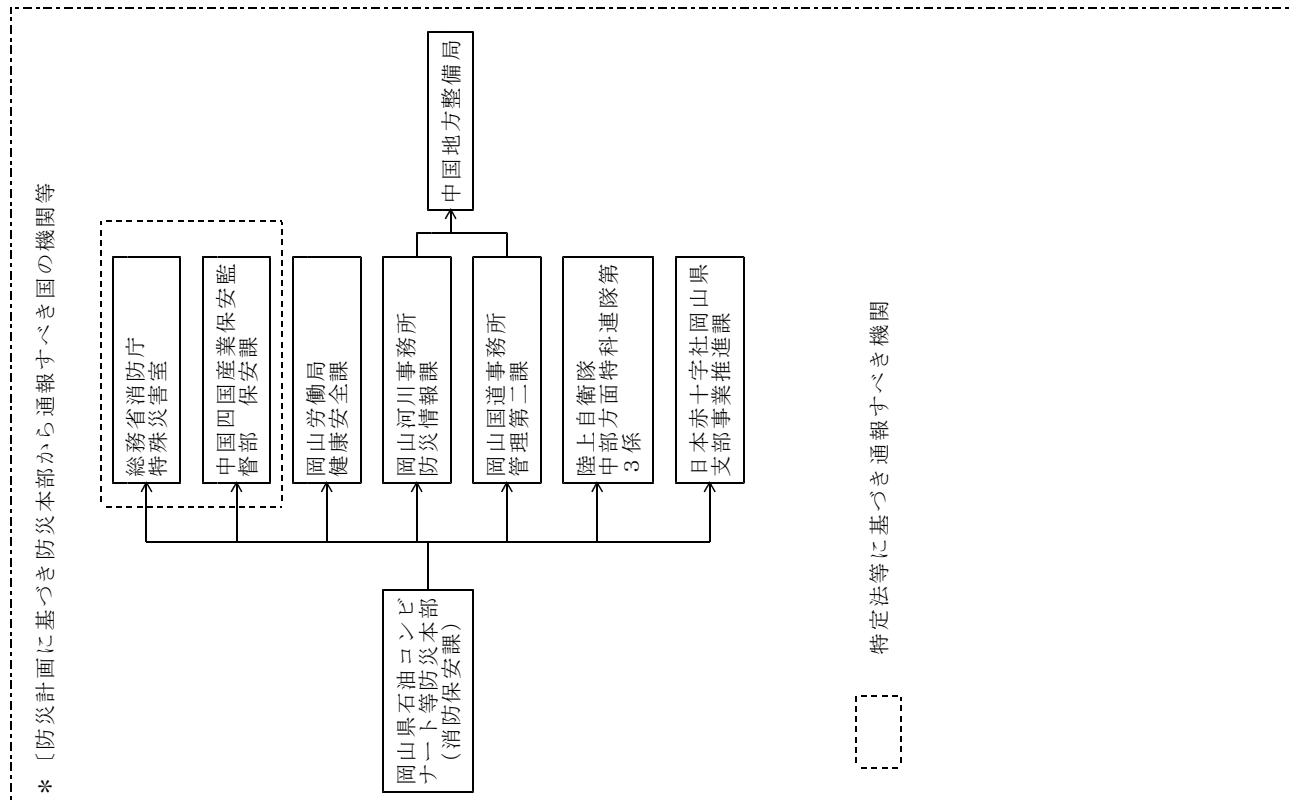
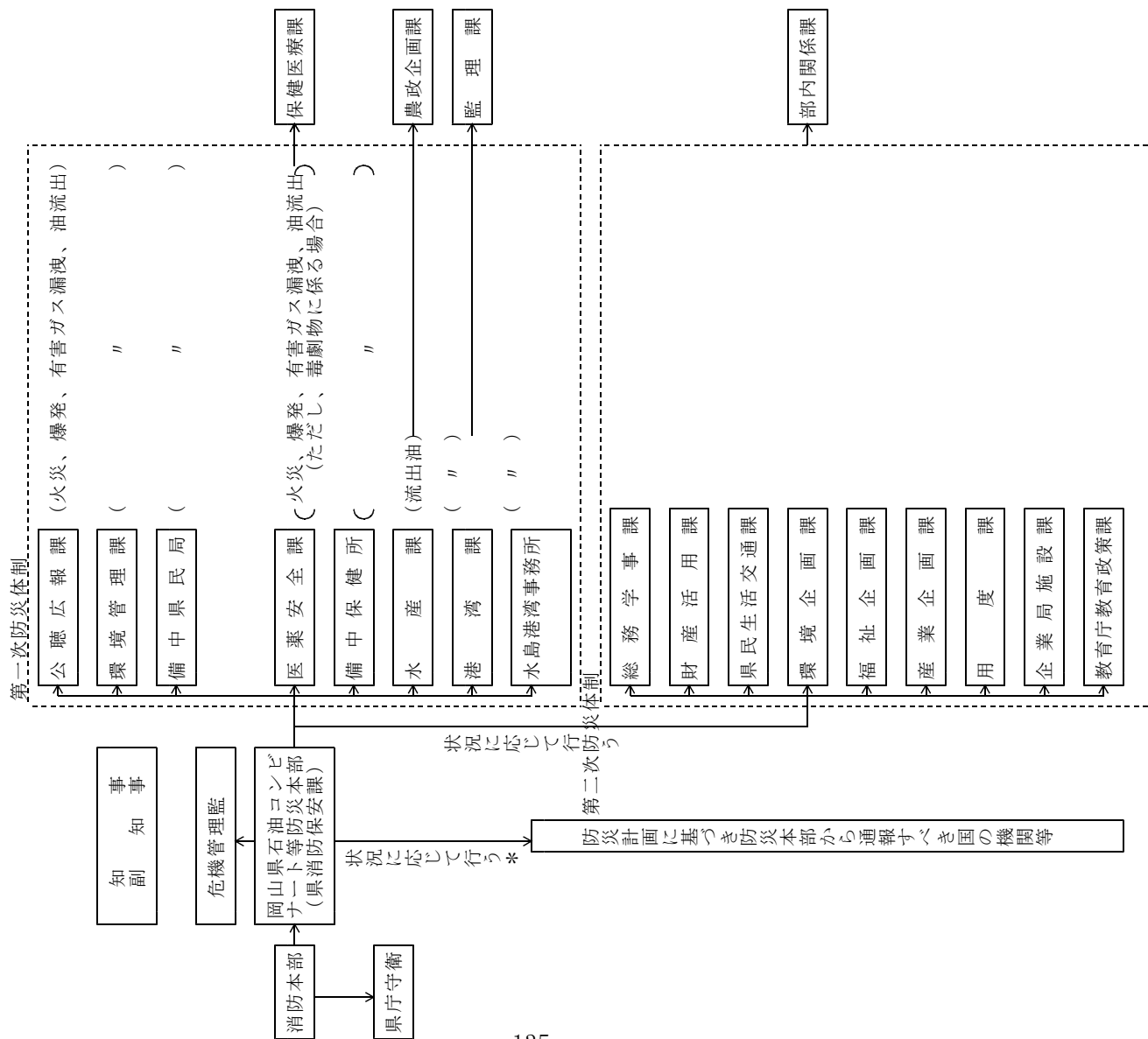
(1) 勤務時間外における庁内電話交換業務

財産活用課長は、消防保安課長と連絡をとり、必要に応じて庁内電話交換要員の配備を指示する。

(2) 勤務時間外における庁内放送業務

公聴広報課長は、消防保安課長と連絡をとり、必要に応じて庁内放送要員の配備を指示する。

別図 災害関係通報伝達系統図



第4 県総合防災体制

防災本部に現地本部が設置された場合、県は岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、現地本部に必要な人員を配備し、現地本部業務を行うとともに、県総合防災体制により災害対策を実施する。

1) 県総合防災体制における配備の基準等

部・室・局名	災 害 種 別 の 配 備 課 (所)		
	火 災 ・ 爆 発	有害ガス漏洩	流 出 油
知 事 直 轄	危機管理課 消防保安課	左 に 同 じ	左 に 同 じ
総 合 政 策 局	公聴広報課 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
総 務 部	総務学事課 人 事 課 財産活用課 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
県 民 生 活 部	県民生活交通課	左 に 同 じ	左 に 同 じ
環 境 文 化 部	環境企画課 環境管理課 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
保 健 医 療 部	保健医療課 医薬安全課 ※備中保健所 ※備中保健所井笠支所 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
子 ども ・ 福 祉 部	福祉企画課	左 に 同 じ	左 に 同 じ
産 業 労 働 部	産業企画課 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
農 林 水 産 部	農政企画課 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	農政企画課 水 産 課 その他の課は 災害規模による

部・室・局名	災 害 種 別 の 配 備 課 (所)		
	火 災 ・ 爆 発	有 害 ガ ス 漏 洩	流 出 油
土 木 部	監 理 課 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	監 理 課 港 湾 課 その他の課は 災害規模による
出 納 局	用 度 課 その他の課は 災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
企 業 局	災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
教 育 庁	災害規模による	左 に 同 じ	左 に 同 じ
県 民 局	※備中県民局 ※水島港湾事務所 ※備中県民局井笠地域事務所	左 に 同 じ	左 に 同 じ

※管轄区域で発生した場合に限る。

(備 考)

ア. 「災害規模により配備する課 (所)」は、伝達主管課が受信した災害状況に基づき、各主管部長が決める。

イ. 配備課 (所) は、現地本部に配備された課 (所) 員を除き、原則として全員が配備につくものとする。

ただし、主管部長は配備課 (所) 配備人員について、災害の規模等により適宜の指示をすることができる。

ウ. 備中県民局 (水島港湾事務所)、備中保健所、備中県民局井笠地域事務所、備中保健所井笠支所の配備組織及び職員の配置は、備中県民局長 (水島港湾事務所にあつては水島港湾事務所長)、備中保健所長、備中県民局井笠地域事務所長が別に定める。

2) 所掌事務

総合防災体制における課 (所) 等の所掌事務は別表 1 による。ただし、この組織に入らない課 (所) 等にあっては、災害対策上特に必要がある場合は各主管部長の指示により所要の業務に従事する。

3) 本部室の設置と運営

(1) 本部室の設置

① 県総合防災体制をとったときは、関係部課等の連携機能及び防災本部と現地本部の連絡機能を強化することにより防災本部の業務を円滑かつ効果的に実施するため本部室を置く。

② 本部室は県防災・危機管理センターに設け、その運営管理は消防保安課が担当する。

(2) 本部室の構成及び所掌事務

① 本部室は、消防保安課配備職員及び派遣された本部連絡員、情報連絡員で構成する。

② 本部室は、次の各号に掲げる事項にかかる事務を処理する。

ア. 防災本部の運営に関すること。

イ. 情報の収集及び伝達に関すること。

- ウ. 現地本部との連絡調整に関する事。
- エ. 国及び他県に対する連絡に関する事。
- オ. 自衛隊の派遣要請に関する事。
- カ. その他、防災本部長（知事）が必要と認める事項。

(3) 本部連絡員及び防災関係機関の情報連絡員の配備

- ① 主管部長は、災害の態様に応じて所要の本部連絡員を指名し、本部室に出向させて次の連絡活動にあたらせるものとする。
 - ア. 現地本部、関係部課等及び倉敷市並びに防災関係機関からの災害情報の把握、整理。
 - イ. 関係部課等に対する連絡、通報。防災本部長（知事）の指示の伝達並びに防災関係機関との連絡、調整。
- ② 防災本部長（知事）は、本部室の設置に伴い必要と認めるときは、防災関係機関に情報連絡員の派遣を要請する。

(4) 情報施設の整備

財産活用課（有線）は、本部室において災害情報の収集及び伝達が円滑に実施できるよう、別図本部室配置図により、特設電話の設置等の措置を実施するものとする。

(5) 被害状況等の通報

関係部課等は、倉敷市からの報告及び現地本部からの報告並びに出先機関等を経て収集した被害状況を各部防災主管課でとりまとめ、すみやかに本部室に報告する。

(6) 災害広報

- ① 公聴広報課は報道機関に対する被害状況、応急対策措置等の発表、資料の提供等を実施するものとし、そのため公聴広報課長は、広報連絡員を指名して本部室に出向させるものとする。
- ② 公聴広報課は自ら災害に関する広報資料の収集にあたるほか、関係課に対して必要な資料の収集並びに提供を依頼することができるものとする。

4) 県総合防災体制の解除

現地本部の廃止により、県は総合防災体制を解くものとする。ただし、災害の状況により防災本部長（知事）が必要と認めたときは、その指示により所要の体制をとるものとする。

5) 関係出先機関における防災体制

関係出先機関の長は、この要綱に準じ災害対策が円滑に行われるよう防災体制の整備確立をしておくものとする。

別表 1

関係課（所）の分掌事務

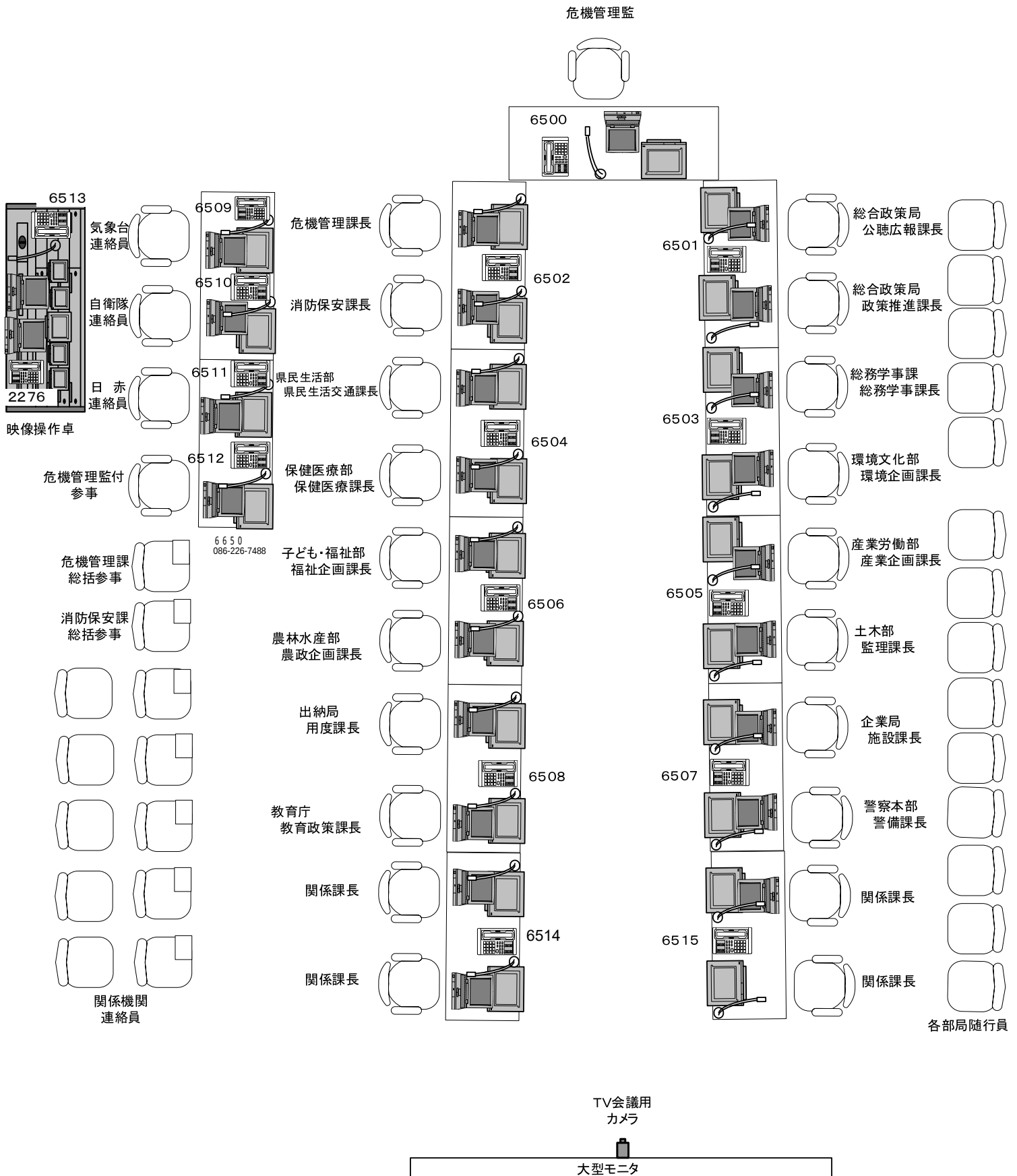
部（局）	課（所）	分 掌 事 務
知 事 直 轄	危 機 管 理 課	1 自衛隊の災害派遣要請に関すること 2 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること
	消 防 保 安 課	1 石油コンビナート等防災本部の運営に関すること 2 本部会議の庶務に関すること 3 本部室の管理、運営に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害情報の収集・伝達及び被害報告のとりまとめに関すること 6 国等への連絡及び被害状況報告に関すること 7 災害原因調査及び高圧ガスの保安に関すること 8 他の都道府県との連絡に関すること
総 合 政 策 局	公 聴 広 報 課	1 報道機関に対する災害広報に関すること 2 災害に関する現地写真等広報資料の収集に関すること
	秘 書 課	知事及び副知事の災害現地視察に関すること
総 務 部	総 務 学 事 課	1 災害時における部の総括及び連絡調整に関すること 2 総務部関係被害のとりまとめに関すること
	人 事 課	県職員（教育庁を除く）の動員及び調整
	財 政 課	災害対策に必要な財政措置に関すること
	財 産 活 用 課	電話による通信連絡の確保に関すること
県 民 生 活 部	県民生活交通課	1 災害時における部の総括及び各部との連絡調整に関すること 2 県民生活部関係被害のとりまとめに関すること
環 境 文 化 部	環 境 企 画 課	1 災害時における部の総括及び各部との連絡調整に関すること 2 環境文化部関係被害のとりまとめに関すること
	環 境 管 理 課	1 大気汚染状況の調査に関すること 2 水質汚濁状況の調査に関すること
	循環型社会推進課	災害廃棄物の処理に関すること

部 (局)	課 (所)	分 掌 事 務
保 健 医 療 部	保 健 医 療 課	1 災害時における部の総括及び連絡調整に関すること 2 保健医療部関係被害のとりまとめに関すること 3 避難住民救助対策に関すること
	医 療 推 進 課	1 救護班の総括及び活動の指示に関すること 2 保健所救護班に対する指示に関すること
	医 薬 安 全 課	1 毒物劇物の安全対策に関すること 2 衛生材料、医薬品の調達に関すること 3 届出施設に係る事故災害の原因調査に関すること 4 毒物劇物による被害状況調査に関すること
	備 中 保 健 所	1 災害時における救護活動に関すること 2 衛生関係被害の調査報告に関すること 3 毒物劇物の安全対策に関すること
	備 中 保 健 所 井 笠 支 所	1 災害時における救護活動に関すること
子 ども ・ 福 祉 部	福 祉 企 画 課	1 災害時における部の総括及び各部との連絡調整に関すること 2 子ども・福祉部関係被害のとりまとめに関すること
産 業 労 働 部	産 業 企 画 課	1 災害対策用資材の調達・あつせんに関すること 2 関係商工業者の救済対策に関すること 3 商工関係被害のとりまとめに関すること
農 林 水 産 部	農 政 企 画 課	1 災害時における部の総括及び連絡調整に関すること 2 農林関係被害のとりまとめに関すること
	水 産 課	1 漁業災害対策用船舶(漁船)の確保に関すること 2 漁業応急救助費用の確保に関すること 3 漁業関係及び漁港施設被害状況の調査に関すること 4 漁業関係団体との連絡調整に関すること
土 木 部	監 理 課	1 災害時における部の総括及び連絡調整に関すること 2 災害工事用資材の調達に関すること 3 土木関係被害のとりまとめに関すること
	港 湾 課	1 港湾施設関係被害状況の調査並びに復旧対策に関すること 2 港湾関係団体等との連絡調整に関すること

部(局)	課(所)	分 掌 事 務
土 木 部	都 市 計 画 課	都市施設関係被害状況の調査並びに復旧対策に関すること
出 納 局	用 度 課	1 災害関係物資の購入及び出納保管に関すること 2 庁用自動車の非常配備及び輸送保管に関すること
企 業 局	総 務 企 画 課	1 物品の調達及び車輛の確保に関すること 2 その他庶務に関すること
	施 設 課	1 工業用水施設関係被害状況の調査及び応急対策に関すること 2 他部局との連絡調整に関すること
	工業用水道事務所	工業用水施設関係被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること
教 育 庁	教 育 政 策 課	1 災害時における教育庁の総括及び連絡調整に関すること 2 公立文教関係被害のとりまとめに関すること 3 児童・生徒の避難措置に関すること
県 民 局	備 中 県 民 局	1 現地本部その他関係機関との連絡調整に関すること 2 災害情報の収集伝達に関すること 3 水質保全状況の調査に関すること 4 環境保全対策に関すること 5 環境、保健福祉、商工、農林水産、土木関係被害のとりまとめ報告に関すること 6 災害応急措置の実施に関すること
	水島港湾事務所	1 現地本部の設営に関すること 2 流出油の防除活動等に関すること 3 防災相互無線の開局等に関すること
	備中県民局 井笠地域事務所	備中県民局に同じ

危機管理チーム会議配席図

防災・危機管理センター 2階 本部会議室



【条例等 6】

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国 9 県」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第 1 条 中国・四国 9 県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

- 2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第 2 条 中国・四国 9 県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

- 2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。
- 3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第 3 条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第 4 条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第 5 条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

- 2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平井伸治
島根県代表者	島根県知事	溝口善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石井正弘
広島県代表者	広島県知事	湯崎英彦
山口県代表者	山口県知事	二井関成
徳島県代表者	徳島県知事	飯泉嘉門
香川県代表者	香川県知事	浜田恵造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中村時広
高知県代表者	高知県知事	尾崎正直

【条例等 7】

中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国 5 県」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第 1 条 中国 5 県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第 2 条 中国 5 県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国 5 県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第 3 条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第 4 条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第 5 条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井伸治

島根県代表者 島根県知事 溝口善兵衛

岡山県代表者 岡山県知事 石井正弘

広島県代表者 広島県知事 湯崎英彦

山口県代表者 山口県知事 二井関成

【条例等 8】

防 災 相 互 応 援 協 定

(岡山県, 香川県)

(目 的)

第1条 この協定は、岡山県（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）との間で、特殊災害の発生または発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第74条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡および相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めることおよび発生を防止することを目的とする。

(定 義)

第2条 特殊災害とは、石油コンビナート地帯における油火災、備讃瀬戸海域におけるタンカー事故による油の流出等の広域かつ大規模な災害をいう。

(通報および連絡)

第3条 甲または乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生し、または発生のおそれのある場合、乙または甲に対しすみやかにその状況を通報するとともに相互に連絡するものとする。

(応 援 要 請)

第4条 甲または乙の行政区域内に特殊災害が発生した場合ならびに発生のおそれのある場合で、被害を最小限に防止するため必要があると認めるときは、乙または甲に対して応援の要請をすることができる。

(応 援 事 項)

第5条 前条の応援要請事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況および応急措置等に関する情報資料の提供。
- (2) 流出油処理剤、化学消火剤およびオイルフェンス等必要資機材の援助。
- (3) 職種別に必要な人員の派遣。
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項。

(費 用 負 担)

第6条 応援に要した費用は、受援者の負担とする。ただし、特に必要がある場合には、甲および乙が協議して定めることができる。

(連絡協議会)

第7条 甲および乙の相互応援体制の円滑化をはかるため、甲、乙および関係市町村等をもって構成する特殊災害防災連絡協議会を設置し、別に定めるところにより、必要のつど会議を開催するものとする。

(そ の 他)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和48年5月10日から施行する。
- 2 この協定書は、2通作成し、甲、乙各1通を所持する。

昭和48年5月10日

甲 岡 山 県
知 事 長 野 士 郎

乙 香 川 県
知 事 金 子 正 則

【条例等 9】

船 舶 消 防 業 務 協 定 書

(目的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、船舶火災について倉敷市（以下「甲」という。）と水島海上保安部（以下「乙」という。）との間に業務責任を明らかにするとともに、相互に協力し円滑な消防活動を行なうことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定における対象区域は、倉敷市地先海面とする。

(業務の調整)

第3条 次の各号に掲げる船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の消火活動は、主として甲の担当とし、乙はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭、さん橋または岸壁にけい留された船舶および上架または入きょ中の船舶
- (2) 河川における船舶

2 前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として乙の担当とし、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担当にかかる船舶を火災発生後ふ頭、さん橋または岸壁から離した場合並びに乙の担当にかかる船舶を海上において火災発生後ふ頭、さん橋または岸壁にけい留した場合の担当は、前2項の規定にかかわらず、相互に協力して消火活動に努めるものとする。

(協力分担)

第4条 乙の協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 倉敷市地先海面に所在する島しょについて、甲の消防隊の海上輸送および消火作業に協力するものとする。
 - (2) 甲の担当にかかる火災船舶および類焼のおそれのある船舶を移動する等の必要があるときは、これに協力するものとする。
- 2 甲の協力事項は、次のとおりとする。
- 乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消火作業に協力するものとする。

(火災の通報)

第5条 甲又は乙は、船舶の火災を知った場合は、直ちにその旨を通報するものとする。

(応援の要請)

第6条 乙は、第3条第1項および第4条第1項の規定により甲に協力する場合は、甲の応援要請に基づきこれを行なうものとする。

- 2 甲は第3条第2項および第4条第2項の規定により乙に協力する場合は、乙の応援要請に基づきこれを行なうものとする。
- 3 甲は、倉敷市地先海面および河川に接する施設等の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。
- 4 乙は、前項の要請を受けた場合は、これに協力するものとする。

(応援職員の責務)

第7条 応援のため出動した職員は、当該要請機関の意見を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第8条 船舶火災等の消火活動に要した経費は、出動した機関それぞれの負担とする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、そのつど甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(火災原因等の調査)

第9条 船舶火災の原因並びに消火等により受けた損害の調査は、第3条の規定に基づく担任機関において行うものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又はその疑いのあるときは、直ちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。

(消防てん末の通報)

第10条 甲又は乙は、単独で船舶の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を通報するものとする。

(情報の交換)

第11条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第12条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲および乙は、倉敷市防災会議等を活用して、次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報および資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成およびその実施の推進
- (4) その他必要な事項

(雑則)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和49年8月1日から実施する。
- 2 この協定書は、本書2通を作成し、各1通を保有する。
- 3 この協定を改廃する必要があるときは、甲、乙協議のうえ文書で行うものとする。

以上の証拠として、この協定書に記名押印する。

昭和49年8月1日

甲 倉 敷 市

代表者 倉敷市長

乙 水島海上保安部

代表者 水島海上保安部長

覚 書

昭和 49 年 8 月 1 日倉敷市と水島海上保安部との間に協定した船舶消防業務協定書に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 倉敷市地先海面の解釈

第 2 条における倉敷市地先海面とは、玉野市と倉敷市の市境から寄島町と倉敷市の境界に至る地先海面および倉敷市に所属する島しょ部を含む海面をいう。

2 第 3 条第 1 項にいう船舶の定義

第 1 号に掲げる船舶は、接岸した船舶およびその船舶にけい留しているすべての船舶をいい、第 2 号に掲げる船舶は、河川の最下橋から上流にあるすべての船舶をいう。

3 火災以外の船舶の災害救助

(1) 火災以外の船舶の災害救助は、乙の責任とする。ただし、甲は船舶および乗船者（乗組員を含む。）に危険があり、緊急措置の必要があると認めた場合は、乙に通報するとともに、自己の責任において応急措置を行なった後に乙に業務を引き継ぐものとする。

(2) 災害救助活動中、職員等が死傷した場合又は機械器具に損傷を生じた場合は、甲又は乙の当該機関が負担するものとする。

4 火災予防活動に関する相互援助

船舶および港湾、河川等に接する施設等の火災予防に関しては、法令その他の定めるところに従い甲又は乙において実施し、必要と認めるときは相互に援助協力するものとする。

5 火災原因等のてん末の通報

第 9 条に基づく火災原因等の調査結果および第 10 条に規定する消防てん末の通報は、次の事項によるものとする。

- (1) 火災発生日時および鎮火日時
- (2) 火災発生場所
- (3) 船舶の名称、トン数および積荷の状況
- (4) 船舶の所有者および乗組員
- (5) 火災発生原因および経過並びに防ぎよの概要
- (6) 死傷者の状況
- (7) 損害見積書
 - ア 焼き損害
 - イ 消火損害
- (8) その他参考事項

この覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

昭和 49 年 8 月 1 日

倉 敷 市

代表者 倉敷市長

水島海上保安部

代表者 水島海上保安部長

【条例等 10】

岡 山 県 下 消 防 相 互 応 援 協 定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村および消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急および救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導および連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条に規定する県に対する通報および第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長および県に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達および輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費および車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度および障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送および連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費および出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）および応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長および消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

岡山市長	倉敷市長	津山市長
玉野市長	笠岡市長	井原市長
総社市長	高梁市長	新見市長
備前市長	瀬戸内市長	赤磐市長
真庭市長	美作市長	浅口市長
和気町長	早島町長	里庄町長
矢掛町長	新庄村長	鏡野町長
勝央町長	奈義町長	西栗倉村長
久米南町長	美咲町長	吉備中央町長
津山圏域消防組合管理者	津山市長	笠岡地区消防組合管理者 笠岡市長
井原地区消防組合管理者	井原市長	東備消防組合管理者 備前市長

【条例等 11】

○岡山市・倉敷市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、岡山市と倉敷市は、消防の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 岡山市と倉敷市は、双方の相互に接する境界付近において発生した水火災その他の災害の防除ならびに救護のため、消防の任務遂行上必要があると認めたときは、この協定の定めるところにより、相互に消防の応援を要請し、または応援活動に従事するものとする。

（応援の要請）

第 2 条 消防の応援を要請しようとする市（以下「乙」という。）は、災害の状況、所要出動車の種類および台数ならびに必要な人員を明らかにして、要請を受けるべき市（以下「甲」という。）に対し応援を要請するものとする。

2 大火災等特殊な災害については、前条の規定にかかわらず消防隊の応援を要請することができる。

（応援隊の派遣）

第 3 条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、その要請事項に基づき、その管理する消防力のうちから応援隊を編成し派遣するものとする。

2 前項の場合において、要請事項と応援隊の内容が相違するときは、甲は直ちにその内容を乙に通報しなければならない。

3 両者は、前条の要請がない場合においても、情報等により災害の発生を認めて出動した場合で、管轄外の場合は、すみやかに乙へ通報しなければならない。なお、出動した消防隊は、そのまま乙の要請による甲の応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第 4 条 要請により出動した応援隊は、受援地の消防指揮者の指揮のもとに行動しなければならない。ただし、前条第 3 項の場合においては、災害地を管轄する消防隊の到着までは、出動した消防隊の指揮者がこれにあたるものとする。

（費用の負担）

第 5 条 応援のために要した費用は、次の各号に定める区分に従って負担するものとする。

(1) 応援隊の出動に要した諸経費については、甲において負担する。ただし、化学消火のために要した薬剤ならびに応援が長時間にわたることにもなう食糧および燃料の補給については、乙の負担とするものとする。

(2) 応援活動中に、応援隊員が死傷した場合における賞じゅつ金等については、甲の定める規定に基づき算定した額を乙が負担するものとする。

(3) 応援活動中に発生した応援隊員の公務災害補償については甲が行ない、一般協力者（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 29 条第 5 項および水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 17 条ならびに災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条の規定により協力を求められた者に限る。）の災害補償については、乙が行なうものとする。

(4) 応援隊が乙の指揮下にあつて、事故等により建築物その他の工作物または物件を破損し、また人畜に被害を与えた場合の補償に要する費用は、乙において負担するものとする。ただし、事故等の原因が甲の故意ま

たは重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(5) 前各号以外の応援活動における事故等により生じた補償に要する費用は、両者協議のうえ決定するものとする。ただし、事故等の原因が当事者の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(裁量)

第6条 前各条の定めるもののほか、相互応援について必要な事項は、その都度両者協議のうえ決定する。

(実施期日)

第7条 この協定は、昭和46年5月1日から実施する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、岡山市、倉敷市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和46年4月30日

岡山市	代表者	岡山市長
倉敷市	代表者	倉敷市長

○変更協定書

岡山市と倉敷市との間に、昭和46年4月30日付けで締結した消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、岡山市・倉敷市消防相互応援協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第1条中「双方の相互に接する境界付近」を、「双方の相互に接する境界付近（倉敷市が消防事務の委託を受けている早島町と岡山市との境界付近を含む。）」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、岡山市、倉敷市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和47年10月14日

岡山市	代表者	岡山市長
倉敷市	代表者	倉敷市長

※ 協定文中、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条は、第39条に読み替える。また、水防法（昭和24年法律第193号）第17条は、第24条に読み替える。

【条例等 12】

○倉敷市・玉野市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、倉敷市と玉野市は、消防の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 倉敷市と玉野市は、相互に接する境界付近において発生した水火災その他の災害の防除ならびに救護のため消防の任務遂行上必要があるときは、この協定の定めるところにより相互に応援するものとする。

（応援の要請）

第 2 条 消防の応援を要請しようとする市（以下「乙」という。）は、災害の状況を明らかにして、要請を受けべき市（以下「甲」という。）に対して応援を要請するものとする。

（応援隊の派遣）

第 3 条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、その要請事項に基づき、その管理する消防力のうちから応援隊を編成して派遣するものとする。

2 両者は、前条の要請がない場合においても、情報等により災害の発生を認めて出動した場合でそれが管轄外のときは、すみやかに乙へ通報するとともに、出動した消防隊はそのまま乙の要請による甲の応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第 4 条 要請により出動した応援隊は、受援地の消防隊の指揮者の指揮のもとに行動しなければならない。ただし、前条第 2 項の場合においては、災害地を管轄する消防隊の到着までは、出動した消防隊の指揮者がこれにあたるものとする。

（費用の負担）

第 5 条 応援のため要した費用は、次の各号に定める区分により負担するものとする。

- (1) 応援隊の出動に要した諸経費については、甲が負担する。ただし、化学消火のために要した薬剤等特殊な費用、または応援が長時間にわたることに伴う食糧および燃料の補給については、乙の負担とする。
- (2) 応援活動中、応援隊員が死傷した場合の賞じゅつ金等については、甲の定める規定に基づいて算定した額を乙が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した応援隊員の公務災害補償については、甲が行ない、一般協力者（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 29 条第 5 項および水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 17 条ならびに災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条の規定により協力を求められたものに限る。）の災害補償については、乙が行なうものとする。
- (4) 応援隊が乙の指揮下にあつて、活動中建築物または物件を破損し、または、人畜に被害を与えた場合の補償に要する費用は、乙が負担するものとする。その他応援活動中事故等による補償については甲、乙両者協議により決定するものとする。ただし、これらの原因が当事者の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第 6 条 前各条の定めるもののほか、相互応援について必要な事項または疑義のあるときは、その都度甲、乙両者協議のうえ決定する。

(実施期日)

第7条 この協定は、昭和46年10月5日から実施する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和46年10月5日

倉敷市	代表者	倉敷市長
玉野市	代表者	玉野市長

○変更協定書

倉敷市と玉野市との間に、昭和46年10月5日付けで締結した消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、倉敷市・玉野市消防相互応援協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第1条中「相互に接する境界付近」を、「相互に接する境界付近（玉野市が消防事務の委託を受けている灘崎町と倉敷市との境界付近を含む。）」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和58年2月4日

倉敷市	代表者	倉敷市長
玉野市	代表者	玉野市長

○変更協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、倉敷市と玉野市との間に昭和46年10月5日付けで締結した、倉敷市・玉野市消防相互応援協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

昭和58年2月4日付けで変更した原協定書第1条中「相互に接する境界付近（玉野市が消防事務の委託を受けている灘崎町と倉敷市との境界付近を含む。）」を、「相互に接する境界付近」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、倉敷市、玉野市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月22日

倉敷市	代表者	倉敷市長
玉野市	代表者	玉野市長

※ 協定文中、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条は、第39条に読み替える。また、水防法（昭和24年法律第193号）第17条は、第24条に読み替える。

【条例等13】

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
 - (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
 - (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
 - (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。
また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。
2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。
2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。
3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知
- (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3) ブロック幹事が行う活動の支援
- (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2) 第4条第4項に定める応援の要請
- (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表 (第3条関係)

ブロック	都道府県	市町
①	北海道、青森県、秋田県、 岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、 石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、 男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、 多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨木市、千葉市、市川市、船橋市、 市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、 愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、 東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、 岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、 有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、 佐賀県、大分県、熊本県、 鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、 岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、 中間市、唐津市、大分市、八代市、 鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長	釧路市長	苫小牧市長	伊達市長
石狩市長	北斗市長	青森市長	八戸市長
秋田市長	男鹿市長	久慈市長	酒田市長
仙台市長	塩竈市長	多賀城市長	北茨城市長
千葉市長	市川市長	船橋市長	市原市長
袖ヶ浦市長	横浜市長	横須賀市長	新潟市長
富山市長	金沢市長	半田市長	碧南市長
東海市長	知多市長	四日市市長	堺市長
泉大津市長	松原市長	高石市長	海南市長
有田市長	倉敷市長	玉野市長	坂出市長
松山市長	大竹市長	下関市長	宇部市長
周南市長	防府市長	岩国市長	山陽小野田市長
和木町長	北九州市長	中間市長	唐津市長
大分市長	八代市長	鹿児島市長	うるま市長

【条例等14】

岡山県消防防災ヘリコプター支援協定

平成21年10月26日

改正 平成26年 3月24日

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定により、岡山県（以下「県」という。）が県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の要請に応じ、県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）を用いて消防の支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの支援を要請することができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請対象)

第3条 要請対象とする災害、火災又は事故等（以下「災害等」という。）は、消防防災ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる災害等で、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を必要とする事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うために救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(支援要請)

第4条 支援の要請は、災害等が発生した市町村等の長（以下「要支援市町村長等」という。）が、消防業務の遂行のために、消防防災ヘリによる次の各号のいずれかの活動が必要と判断する場合に、岡山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動

(運航時間帯等)

第5条 この協定に基づく消防防災ヘリの運航時間帯は、日の出から日没までとする。

2 耐空検査等により消防防災ヘリが使用できない場合は、知事はその期間について市町村等の長に事前に連絡するものとする。

(支援要請の手続き)

第6条 支援の要請は、次に掲げる事項を明らかにした上で、岡山県消防防災航空センターに、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式1）により、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な支援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場出動車両及び無線局名
- (6) 現場の気象状況
- (7) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (8) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (9) その他必要な事項

(消防防災ヘリによる支援)

第7条 知事は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに災害発生現場の気象状況等を確認の上、要支援市町村長等に対し、支援を行うことを回答するとともに、直ちに消防防災ヘリを出動させるものとする。

2 知事は、災害等の状況が第3条及び第4条に定める要件に該当するものと判断し、かつ、要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、前条の規定による手続きを待たないで支援を行うことができるものとする。この場合、知事は、速やかに要支援市町村長等に消防防災ヘリの出動について通知するものとする。

3 知事は、次に掲げる理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに要支援市町村長等に通知するものとする。

- (1) 気象の状況により運航ができないとき。
- (2) 定期点検の期間及び整備中のとき。
- (3) 他の災害等の現場に出動中のとき。
- (4) その他知事が運航に支障があると判断したとき。

(消防防災航空隊の活動)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の活動は、市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する消防防災ヘリの運航経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県及び市町村等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

岡山県
岡山県知事

各市町村・各消防一部事務組合
各市町村長・各消防一部事務組合の長

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 機 関 名	担当者職・氏名 _____ TEL (_____ - _____)	
要 請 種 別	火災 救急 救助 調査 救援 その他 (_____) (消火・偵察)	
具 体 的 な 要 請 内 容		
覚 知 日 時	年 月 日 時 分	
要 請 日 時	年 月 日 時 分	
災 害 発 生 場 所 (地 図 添 付)		マップル地図 P. _____ 縦_____ 横_____
離 着 陸 場	① あ り 離着陸場名 (_____) ② 調整中	
現 場 通 信 連 絡	① 主運用波 7 呼出名 (_____) ② 統制波 1・2・3 呼出名 (_____) ③ その他 周波数 ・ 呼出名 (_____ ・ _____)	
必 要 機 材 ・ 数 量		
そ の 他 特 記 事 項	気 象 状 況 : 使 用 水 利 : 現 場 指 揮 者 :	

【条例等 15】

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和 61 年	5 月 30 日	消防救第	61 号
改正	平成 4 年	3 月 23 日	消防救第	39 号
改正	平成 5 年	3 月 26 日	消防救第	36 号
改正	平成 5 年	5 月 14 日	消防救第	66 号
改正	平成 6 年	4 月 1 日	消防救第	45 号
改正	平成 7 年	6 月 12 日	消防救第	83 号
改正	平成 8 年	6 月 28 日	消防救第	127 号
改正	平成 8 年	11 月 7 日	消防救第	244 号
改正	平成 9 年	3 月 19 日	消防救第	67 号
改正	平成 10 年	3 月 31 日	消防救第	47 号
改正	平成 11 年	3 月 26 日	消防救第	68 号
改正	平成 12 年	7 月 26 日	消防救第	202 号
改正	平成 12 年	12 月 25 日	消防救第	316 号
改正	平成 21 年	3 月 23 日	消防応第	97 号
改正	令和 2 年	7 月 17 日	消防広第	190 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地（市町村）が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

（1）要請側市町村

大規模特殊災害発生地（市町村）（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

（2）要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（3）応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（4）応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは、「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3項中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第5項号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときには、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数

- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項について変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

【条例等 16】

災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して、倉敷市長（以下「甲」という。）と岡山県警察本部長（以下「乙」という。）は災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定による協議に基づいて、次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条に規定する通信設備の優先利用等に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

第 1 条 甲が法第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第 2 条 甲が法第 57 条の規定に基づき利用または使用（以下「使用等」という。）することができる警察が専用する公衆電気通信設備又は警察の有線電気通信設備若しくは無線設備（以下「警察通信設備」という。）は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第 3 条 甲は、法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、乙が指定した者（以下「通信統制官」という。）に対して、次の事項を申し出てその承認を受けるものとする。

- (1) 使用等しようとする警察通信設備
- (2) 使用等しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者および受信者

第 4 条 通信統制官は、前条の申し出を受けた場合において、その内容が法第 57 条の規定に適合し警察通信で到達可能と認めるときは、その使用等を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は、通信統制官が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を勘案して決定するものとする。

第 5 条 甲は、法第 56 条の規定に基づく通知または要請を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平素時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官として指定された者に連絡しておくものとする。

第 6 条 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として、警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

第 7 条 この協定は、昭和 42 年 10 月 20 日から効力を生ずるものとする。

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ 1 通を保有するものとする。

昭和 42 年 10 月 20 日

甲 倉敷市長

乙 岡山県警察本部長

【条例等 17】

倉敷市石油コンビナート等災害対策本部設置規程

〔昭和 52 年 9 月 1 日〕
倉敷市訓令第 15 号

改正	昭和 53 年 6 月 19 日	訓令第 20 号	平成 11 年 11 月 1 日	訓令第 16 号
	昭和 55 年 4 月 22 日	訓令第 8 号	平成 12 年 3 月 31 日	訓令第 12 号
	昭和 56 年 5 月 7 日	訓令第 6 号	平成 13 年 3 月 30 日	訓令第 20 号
	昭和 57 年 4 月 13 日	訓令第 15 号	平成 14 年 3 月 29 日	訓令第 9 号
	昭和 58 年 4 月 22 日	訓令第 15 号	平成 15 年 3 月 31 日	訓令第 9 号
	昭和 59 年 5 月 1 日	訓令第 7 号	平成 16 年 3 月 31 日	訓令第 7 号
	昭和 60 年 5 月 15 日	訓令第 11 号	平成 17 年 3 月 31 日	訓令第 9 号
	昭和 63 年 4 月 1 日	訓令第 11 号	平成 17 年 7 月 28 日	訓令第 15 号
	平成元年 4 月 14 日	訓令第 14 号	平成 19 年 3 月 29 日	訓令第 10 号
	平成 2 年 4 月 18 日	訓令第 11 号	平成 19 年 7 月 24 日	訓令第 28 号
	平成 3 年 3 月 30 日	訓令第 7 号	平成 21 年 4 月 1 日	訓令第 15 号
	平成 4 年 6 月 19 日	訓令第 13 号	平成 25 年 4 月 1 日	訓令第 9 号
	平成 5 年 3 月 31 日	訓令第 4 号	平成 26 年 4 月 1 日	訓令第 7 号
	平成 6 年 3 月 31 日	訓令第 4 号	平成 28 年 4 月 1 日	訓令第 9 号
	平成 7 年 3 月 31 日	訓令第 6 号	平成 29 年 3 月 31 日	訓令第 3 号
	平成 8 年 5 月 10 日	訓令第 13 号	平成 31 年 3 月 27 日	訓令第 1 号
	平成 9 年 3 月 31 日	訓令第 11 号	令和 3 年 11 月 15 日	訓令第 11 号
	平成 10 年 3 月 31 日	訓令第 9 号	令和 4 年 11 月 17 日	訓令第 15 号
	平成 11 年 3 月 31 日	訓令第 7 号		

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）による岡山県石油コンビナート等防災計画（昭和 52 年岡山県告示第 256 号。以下「コンビナート防災計画」という。）に基づき、倉敷市石油コンビナート等災害対策本部（以下「市本部」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市本部は、水島臨海地区特別防災区域において災害が発生し、コンビナート防災計画に基づき岡山県石油コンビナート等防災現地本部（以下「現地本部」という。）が設置されるまでの間、市の一体的な防災活動を実施する必要がある場合に市長が設置する。

2 前項に規定する市本部の設置場所は、水島消防署又は水島支所とする。ただし、やむを得ない場合は設置場所を適当なところに変更することができる。

(任務)

第 3 条 市本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 応急対策に関すること。
- (3) 応急対策に係る連絡調整及び決定に関すること。
- (4) 避難指示に関すること。

(5) その他災害に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 市本部の組織は、別表第1のとおりとする。

(本部長及び副本部長)

第5条 市本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(本部員)

第6条 本部員は、別表第2のとおりとする。

(本部会議)

第7条 市本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項について協議する。

3 本部員は、所管事務について本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

(災害発生通報等)

第8条 災害発生の通報、被災状況の情報伝達、応急対策の指示等の連絡方法は、別表第3のとおりとする。

(配備体制)

第9条 災害発生に伴う配備体制は、別表第4のとおりとする。

(現地本部への移行)

第10条 コンビナート防災計画に基づく現地本部が設置されたときは、市本部の配備体制は、現地本部に移行する。

(市本部の廃止)

第11条 本部長は、災害における応急対策がおおむね完了したとき、予想された災害の危険が解消されたとき又は現地本部が設置されたときは、市本部は廃止する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、市本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月19日訓令第20号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月22日訓令第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年5月7日訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月13日訓令第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月22日訓令第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日訓令第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年5月15日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月14日訓令第14号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月18日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日訓令第7号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月19日訓令第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日訓令第4号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日訓令第4号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日訓令第6号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月10日訓令第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日訓令第9号）

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日訓令第7号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年11月1日訓令第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第12号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第20号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日訓令第9号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第9号）

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令第7号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第9号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日訓令第15号）

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第10号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月24日訓令第28号）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日訓令第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月15日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月17日訓令第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

本部長	副本部長	本部員	所 属	
			市長公室	市民病院
			企画財政局	ボートレース事業局
			総務局	議会事務局
			市民局	教育委員会
			環境リサイクル局	選挙管理委員会事務局
			保健福祉局	監査事務局
			文化産業局	公平委員会
			建設局	農業委員会事務局
			出納室	
			消防局	
			水道局	

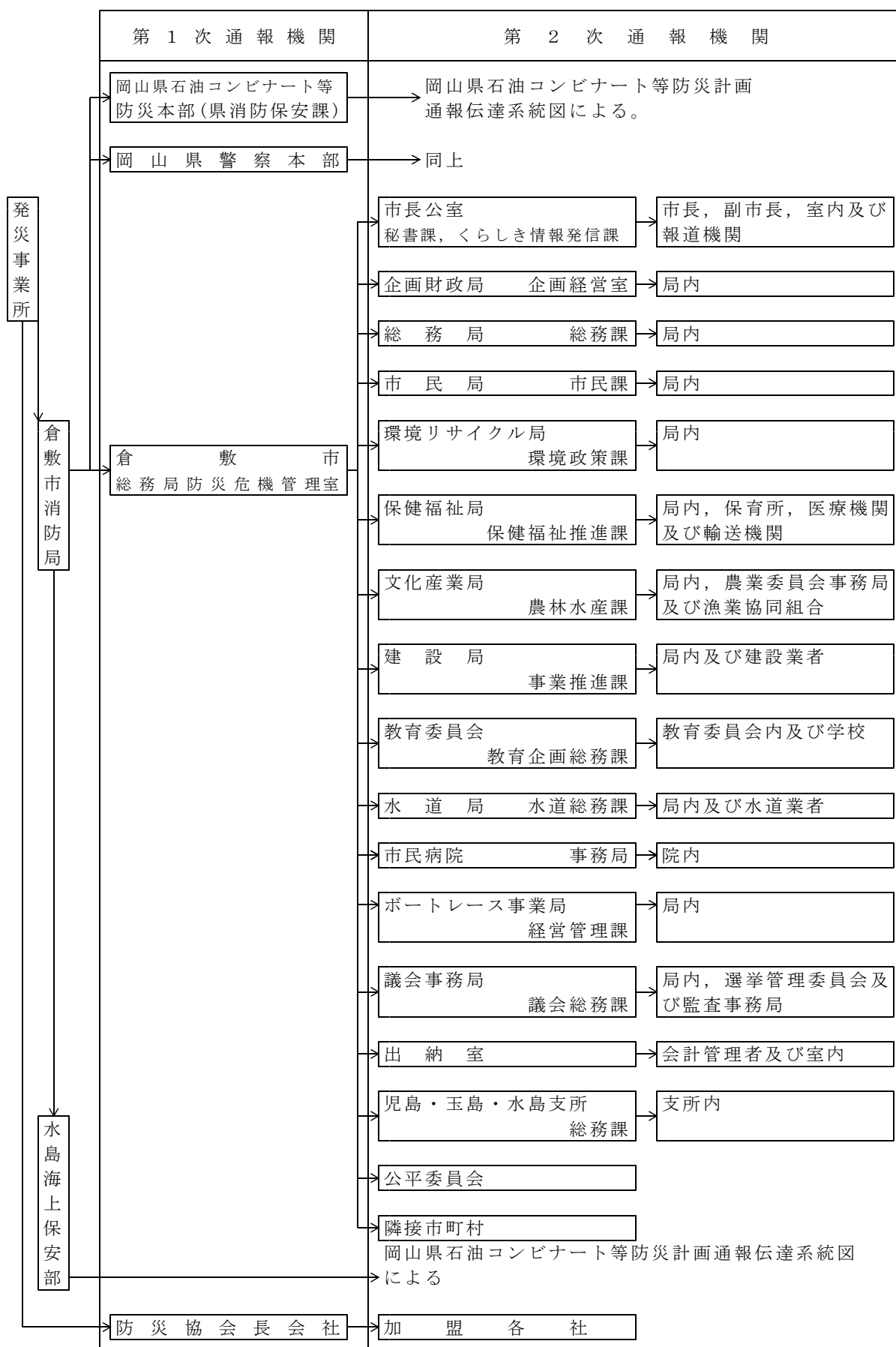
別表第2（第6条関係）

倉敷市石油コンビナート等災害対策本部員

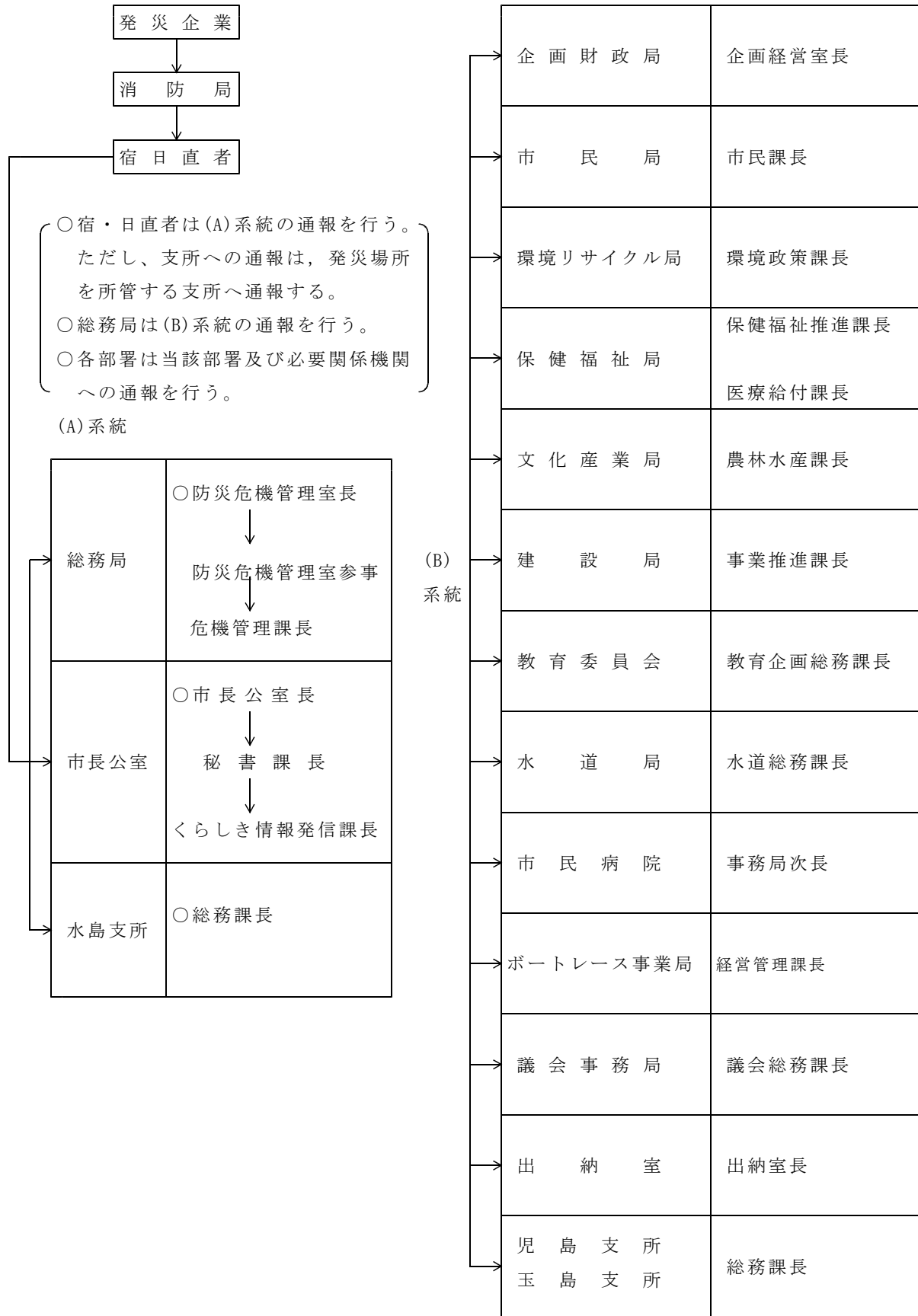
企画財政局長，総務局長，防災危機管理室長，市民局長，環境リサイクル局長，保健福祉局長， 保健所長，文化産業局長，建設局長，会計管理者，消防局長，水道事業管理者，病院事業管理者， モーターボート競走事業管理者，教育長，議会事務局長
--

災害発生通報系統図

1. 執務中の場合



2. 執務時間外の場合



別表第4（第9条関係）

配 備 体 制

	担当本部員	所 属 部 局	配 備 人 員		事 務 分 掌	備考
			第 1 次	第 2 次		
総合調整班	総務局長	総 務 局	3	11	1. 災害情報の収集及び把握に関すること。	
		市 長 公 室	1	2	2. 被害の状況のとりまとめに関すること。	
		企画財政局	1	4	3. 市本部に関すること。	
		議会事務局	2	4	4. 各班との連絡調整に関すること。	
		ボートレース事業局		4	5. 避難指示に関すること。	
		出 納 室		2	6. 本部長の命令の伝達に関すること。	
		選挙管理委員会事務局		2	7. 国及び県の関係機関との連絡調整に関すること。	
		監査事務局		2	8. 救護物資の調達に関すること。	
		公平委員会		1	9. その他災害に関し必要な事項	
		農業委員会事務局		2		
広 報 班	市長公室長	市 長 公 室	2	3	1. 広報車等による住民への広報に関すること。	
		総 務 局	1	2	2. 報道機関への連絡に関すること。	
		水 島 支 所	1	2	3. 報道機関への緊急報道の要請に関すること。	
		児 島 支 所	1	2		
		玉 島 支 所	1	2		
		消 防 局	1	2		

	担当本部員	所 属 部 局	配 備 人 員		事 務 分 掌	備考
			第 1 次	第 2 次		
防災活動班	消 防 局 長	消 防 局	34	129	1. 災害状況の収集及び通報に関すること。	
		市 民 局	2	3	2. 災害防御及び鎮圧活動に関すること。	
		環境リサイクル局	2	3	3. 傷病者の救出及び搬送に関すること。	
		文化産業局	2	3	4. 水島地区共同防災組織及び自衛防災組織の活動の指示に関すること。	
		水 道 局	2	10	5. 消防団の活動に関すること。	
避難輸送班	市民局長				6. 有害ガス等有害物の測定に関すること。	
					7. 危険物の排除の指導に関すること。	
					8. 漁業施設等の汚染の防止指導に関すること。	
					9. 飲料水の確保に関すること。	
		市 民 局	1	5	1. 避難住民の安全地域への誘導に関すること。	
		総 務 局	1	5	2. 輸送を必要とする避難住民の輸送に関すること。	
		児島支所	2	5	3. 避難住民の輸送の安全確保のため警察等への協力要請に関すること。	
		玉島支所	2	5		
		水島支所	2	5		
		教育委員会	3	5		
		消 防 局	2	20		

	担当本部員	所 属 部 局	配 備 人 員		事 務 分 掌	備考
			第 1 次	第 2 次		
避難輸送班					4. 児童，生徒の安全に関する こと。 5. 避難所の設置に関する こと。 6. 救護物資の支給に関する こと。	
医療救護班	保 健 福 祉 局 長	保健福祉局 市民病院	3 1	20 2	1. 救護所の設置に関する こと。 2. 医師会への医療救護班の 出動要請に関すること。 3. 傷病者の医療救護に関する こと。 4. 衛生材料及び医薬品の調 達に関すること。 5. その他医療救護活動に関 すること。	
資 機 材 調 達 班	建 設 局 長	建 設 局 消 防 局	6 1	30 2	1. 防災資機材及び応急措置 用資材の調達及びあっせん に関すること。 2. 資機材等の輸送に関する こと。 3. 破損道路の応急修理等道 路の安全確保に関するこ と。 4. その他災害復旧に関する こと。	
計			80	299		

【条例等 18】

石油コンビナート出動計画（倉敷市消防局）

第 1 次防災体制（7 台）

指揮車	1 台
大型高所放水車	1 台
泡原液搬送車	1 台
大型化学車	1 台
化学車	1 台
救助工作車	1 台
救急車	1 台

第 2 次防災体制（10 台）

指揮車	1 台
普通ポンプ車	1 台
化学車	3 台
大容量送水ポンプ車	1 台
大型放水砲搭載ホース延長車	1 台
救助工作車	1 台
資機材搬送車	2 台

総合防災体制（7 台）

普通ポンプ車	4 台
泡原液搬送車	1 台
水槽付ポンプ車	2 台

【条例等 19】

倉敷市工場事故時等措置要綱

昭和 42 年 9 月 6 日
告示 第 147 号

改正	昭和 44 年 8 月 27 日	告示第 104 号	昭和 59 年 5 月 1 日	告示第 132 号
	昭和 44 年 10 月 15 日	告示第 134 号	平成 5 年 3 月 31 日	告示第 138 号
	昭和 47 年 5 月 1 日	告示第 130 号	平成 13 年 3 月 30 日	告示第 194 号
	昭和 47 年 8 月 1 日	告示第 207 号	平成 21 年 4 月 1 日	告示第 210 号
	昭和 51 年 9 月 30 日	告示第 254 号	平成 22 年 11 月 26 日	告示第 628 号
	昭和 53 年 1 月 23 日	告示第 15 号	令和 6 年 4 月 8 日	告示第 217 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、岡山県石油コンビナート等防災計画及び倉敷市地域防災計画に定めるもののほか、工場等における事故時等の措置を円滑に行い、地域の安全を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「有害物質」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）第 1 条に規定する有害物質及び第 10 条に規定する特定物質
- (2) 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 2 条に規定する有害物質
- (3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条の毒物、劇物及び特定毒物

2 この要綱において「工場等」とは、次に掲げる工場及び事業場をいう。

- (1) 大気汚染防止法施行令第 2 条に規定するばい煙発生施設を有する工場及び事業場
- (2) 水質汚濁防止法施行令第 1 条に規定する特定施設を有する工場及び事業場
- (3) 有害物質を保有し、又は使用する工場及び事業場

3 この要綱において「事故時等」とは、工場等における施設の故障、破損及び作業上の事故等に起因して次の各号に掲げる事象が発生することにより、周辺住民の安全又は健康が損なわれ、生活環境を妨害し、住居や農水産物等に損害を与え、又はこれらのおそれがある場合をいう。

- (1) 有害物質が飛散し、漏出し、又は公共用水域等に流出すること。
- (2) ばい煙、粉じん、油類、廃液その他の物質が多量に排出すること。
- (3) 不時の音響、振動、閃光、火災、悪臭等が発生すること。

(事故時等の措置)

第 3 条 工場等、消防局及び総務局防災危機管理室（以下「防災危機管理室」という。）は、事故時等の措置を次のとおり行うものとする。

- (1) 工場等は、前条第 3 項に定める理由により、周辺住民の安全又は健康が損なわれるおそれがあるときは、直ちに 119 番等により消防局へ通報し、かつ、影響が予測される地域の周辺住民に伝達し、避難等の必要があるときは、速やかに安全地帯へ誘導するものとする。
- (2) 工場等は、周辺住民の健康が損なわれたときは、直ちに医療機関に搬送する等の適切な措置を講ずるとともに、被害者の実態調査を行うものとする。
- (3) 消防局は、第 1 号の通報を受理したときは、直ちに工場等が措置した内容を確認して、改めて適切な応急措置を講ずるとともに、その旨を防災危機管理室へ連絡するものとする。
- (4) 防災危機管理室は、前号の連絡を受けたときは、直ちに環境リサイクル局環境政策部（以下「環境政策部」という。）その他関係局部課へ連絡するものとする。

(実地調査等)

第 4 条 環境政策部は、前条に定める連絡を受けたときは、直ちに消防局、関係局部課及び関係行政機関と協力

して実態の把握（ガス、水質等の検査、資料の収集、被害調査等）に当たるとともに、施設の復旧の状態と再発防止の措置等を確認するよう努めるものとする。

（事故工場等に対する指導）

第5条 前2条に定めるほか、市長は、関係法令、防災協定等に基づき、事故工場等に対し、応急措置及び事後措置（施設の改善、医療費等の補償等）について指導するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が関係行政機関等と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和44年8月27日告示第104号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和44年10月15日告示第134号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和47年5月1日告示第130号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和47年8月1日告示第207号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和51年9月30日告示第254号）

この要綱は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月23日告示第15号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日告示第132号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日告示第138号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第194号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第210号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年11月26日告示第628号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年4月8日告示第217号）

この要綱は、告示の日から施行する。

【条例等 20】

災害時の医療救護活動についての協定書

倉敷市を「甲」とし、公益社団法人倉敷市連合医師会を「乙」とし、甲、乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、倉敷市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）及び岡山県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、甲が災害の発生時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害は、航空機事故、列車事故その他の集団的に傷病者が発生する大規模な事故を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 乙は、甲の要請によって医療救護班の派遣が必要であると認めた場合は、次に掲げる者により医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するものとする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) その他補助事務者

2 乙は、前項に規定する医療救護活動の調整を行う医師を倉敷市保健所対策本部に派遣する。

3 乙は、派遣されたDMAT（災害派遣医療チーム）・JMAT（日本医師会災害医療チーム）等と協力して医療救護活動を実施するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ）
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の診断及び死体の検案

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙が編成する医療救護班が前条の業務を実施する場所は、次のとおりとする。

- (1) 甲が避難所等に設置する医療救護所
- (2) 甲が巡回救護を行う必要があると認める場所
- (3) 甲が必要に応じて設置する巡回救護所
- (4) 乙が必要と認めた医療施設

(医療救護班との連絡調整)

第5条 出動した医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する責任者と乙とが協議して行うものとする。

(医薬品等)

第6条 第4条第1号から第3号に規定する場所（以下「医療救護所等」という。）における医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が岡山県から調達し、医療救護班はそれを使用するものとする。

2 医療救護所等での医療救護活動に必要な物資のうち医薬品等以外のものは、甲が調達する。

(医療費)

第7条 医療救護所等における医療救護活動に係る医療費は、無料とする。

2 第4条第4号に規定する医療施設における医療救護活動に係る医療費は、原則として傷病者が負担するものとする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護活動の従事者に対する実費弁償に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の実費及び医療救護班が新たに医薬品等を調達した場合の当該医薬品等の実費

(3) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(4) 医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

(業務に起因する事故の処理及び損害賠償責任)

第9条 医療救護班が実施する業務において事故が生じた場合は、医療救護班は乙に報告し、報告を受けた乙は、その内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告に係る事故について、責任をもってその処理に当たるものとする。

3 甲は、第1項の規定による報告に係る事故により損害を受けた者に対し、健康被害に対する救済措置を講じるとともに、その損害を速やかに補てんするものとする。ただし、その損害が業務を担当した医療救護班の班員の故意又は重大な過失によるものである場合においては、甲は、当該班員に対し求償権を有するものとする。

(事故に関連する損失)

第10条 医療救護班が実施する業務における事故が当該業務を担当した医療救護班の班員の責めに帰すべからざる事由により生じた場合で、当該班員がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を受けたとき又はそのおそれがあるときは、甲は、その損失を補償し、又はこれを防止するために適切な措置を講じるものとする。

2 前項に規定する医業上の損失については、事故発生月から12箇月間を補償対象期間とし、この期間の前項の当該班員の実質収入額と平常に医業を営んだ場合に相当と認められる収入額との差額を当該班員に補償するものとする。

(損害賠償等調査委員会)

第11条 前2条に定める諸措置については、甲が乙と協議して設置する損害賠償等調査委員会の意見に基づいて処置するものとする。

2 損害賠償等調査委員会の組織及び権限は、別に定めるところによる。

(災害救助法との関係)

第12条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めによる。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定成立の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了1箇月前に甲、乙双方のいずれか一方から異議の申出がない場合は、協定期間は更に1年延長するものとし、以後同様とする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 倉敷市西中新田 6 4 0 番地
倉敷市 倉敷市長

乙 倉敷市幸町 3 番 2 0 号
公益社団法人倉敷市連合医師会 会長

【条例等 21】

災害時の医療救護活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人岡山県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画並びに岡山県石油コンビナート等防災計画（水島臨海地区）及び福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害は、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故又は列車事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 地区医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品及び医療資機材等の確保
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の可否及び転送順位の決定

(4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に必要な費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費
- (5) 前各号に該当しない費用であつて、この協定を実施するために要した実費

(市町村及び市郡地区医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する医療救護活動が、この協定に準じて市郡地区医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、市郡地区医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月19日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県 岡山県知事

乙 岡山市古京町1-1-10-602
社団法人岡山県医師会 会長

【条例等 22】

おかやまDMA Tの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、おかやまDMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMA Tが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMA Tの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMA Tの出動が可能と判断したときには、おかやまDMA Tを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMA Tを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMA T隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMA Tの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMA Tを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMA Tの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMA Tが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMA T隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMA Tは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

（1）市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

（2）災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

（3）患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMA Tは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMA Tは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）おかやまDMA T派遣に要する経費

（2）おかやまDMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

(待機に係る費用)

第7条 おかやまDMA Tの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

(損害保険の加入)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMA Tの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMA T出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMA Tの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMA Tの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を○通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

乙
(医療機関名)
(代表者名)

【条例等23】

水島コンビナート地区保安防災協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、水島コンビナート地区保安防災協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、水島コンビナート地区の地域保安防災に関して協議、連絡、研究等を行い、災害の事前防止を図るとともに、「石油コンビナート等災害防止法」第19条に基づいて組織された共同防災組織の円滑な運営を行い、万一災害が発生した場合は、別に定める「水島コンビナート地区共同防災規程」ならびに「水島コンビナート地区保安防災協議会相互応援協定」に基づき、防災活動に協力し、もって地域の安全を確保することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 事故防止に関する諸施策の調査研究に関する事項
- (2) 防災に関する自主基準の作成に関する事項
- (3) 防災に関する技術の共同研究に関する事項
- (4) 共同防災組織の管理運営に関する事項
- (5) 災害時の相互援助に関する事項
- (6) 関係行政機関の推進事項の徹底に関する事項
- (7) 防災相互無線局の運用管理に関する事項
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会の組織は別図のとおりとする。

(会員の種類)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員（以上を「一般会員」といい、別表－2に示す。）および特別会員の3種類とする。

(正会員)

第6条 正会員は水島コンビナート地区に所在して本会の趣旨および会則に賛同し、かつ本会の承認を得た事業所とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は水島コンビナート地区外に所在して本会の趣旨および会則に賛同し、かつ本会の承認を得た事業所とする。

(特別会員)

第8条 本会が設置する防災相互無線局の運用管理の指導を目的として、岡山県消防保安課を特別会員とする。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 部会長 | 4 名 |
| (4) 幹 事 | |
| イ 代表幹事 | 1 名 |
| ロ 常任幹事 | 5 名 |
| ハ 月例幹事 | 2 名 |
| (5) 会計監査 | 2 名 |

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、部会長、常任幹事、会計監査は、総会において、一般会員の互選により選出する。

2 幹 事

- (1) 代表幹事は、会長会社が担当する。
- (2) 常任幹事は、副会長会社および部会長会社が担当する。
- (3) 月例幹事は、代表幹事および常任幹事を除く正会員の内、年度事業計画で定める当月および翌月の当番会社が担当する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は月例幹事を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 部会長は担当部会を統括する。
- 4 代表幹事は幹事会を統括する。
- 5 幹事は幹事会において、本会の運営に関する重要事項を審議する。
- 6 当月の月例幹事は、総会、部会の招集準備、司会、議事録の作成、配布等の任にあたる。
- 7 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(顧問)

第13条 第2条の目的を達成するため、本会が推薦する関係行政機関を本会の顧問（別表-1に示す。）とする。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を会長会社内に置く。

第3章 会 議

(会 議)

第15条 本会は第3条の事業を遂行するため、次の会議（別図に示す。）を設ける。

(1) 総 会

(2) 幹事会

(3) 部 会

イ 高圧ガス部会

ロ 安全衛生部会

ハ 消防部会

ニ 共同防災部会

(4) 保安防災合同研究会

2 本会は水島港湾災害対策協議会との連携を深めるため防災連絡会議を設置し、別に定める規則によって運用する。

(総 会)

第16条 総会は、一般会員を持って構成し、次の事項を協議し全会一致を以て決定する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 第2条の目的を達成するための重要な事項

(4) 会則の改訂

(5) 「水島コンビナート地区共同防災規程」の改訂

(6) 「水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定」の改訂

(7) その他会長が必要と認める事項

2 総会は、毎年4月に開催するほか、会長が必要と認めたとき臨時総会を開催することができる。

(幹 事 会)

第17条 幹事会は代表幹事、常任幹事、月例幹事で構成し、本会の運営に関する基本的事項の立案審議を行う。

2 幹事会は、必要に応じ代表幹事が招集する。

3 幹事会の下部機構に専門委員会および地区連絡会議を置く。

(1) 専門委員会

専門委員会は、必要に応じ代表幹事の指名するもので構成し、幹事会の諮問事項について調査、検討を行う。

(2) 地区連絡会議

地区連絡会議は、本会を円滑にかつ活発に運営するため設置するもので、別に定める地区毎に編成し、会議の統括は当該地区の代表幹事または常任幹事が行う。

(部 会)

第18条 部会は、一般会員をもって構成し、部会に関係ある事項について協議決定する。

2 部会は、年度事業計画により開催するほか、部会長が必要と認めたとき臨時部会を開催することができる。

(会員の遵守義務)

第19条 一般会員は総会および部会において、協議決定した事項については、遵守するものとする。

第4章 会 計

(会 計)

第20条 本会の運営費については、別に定める会費をもってあてる。

2 会長は必要に応じて、一般会員の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

4 防災協会長会社が行う会計業務の一部について以下の通り定める。

(1) 防災協会長会社が行う会計業務の一部については、防災協（専任事務局）および公認会計士事務所に委託できるものとし、業務内容は防災協総会にて承認された事項とする。

なお、公認会計士事務所に業務委託する際の請負契約は、防災協会長会社が行う。

(2) 会計業務委託費とは、会長会社が行う会計業務の一部を公認会計士事務所に業務委託した際の費用をいう。

(3) 公認会計士に関する会計業務委託費については、別途定める「防災協会会計業務の一部に関する業務委託契約書」と「防災協会会計業務の一部委託に関する覚書」に定める。

第5章 雑 則

(内 規 等)

第21条 本会は必要に応じて、一般会員の承認を得て内規等を別に定めることができる。

(会則の改廃)

第22条 本会則の改廃は、総会の決定によって行う。

附 則

1 本会則は、2023年4月1日から実施する。

2 次に掲げる会則は、この会則の実施の日から廃止する。

昭和43年 5月 9日制定 水島地区保安防災協議会会則

昭和58年 2月 2日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

昭和60年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

昭和61年 7月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成 3年 3月18日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成15年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成17年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成22年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成22年 7月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成22年10月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成26年 4月17日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

平成29年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

2019年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

2020年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

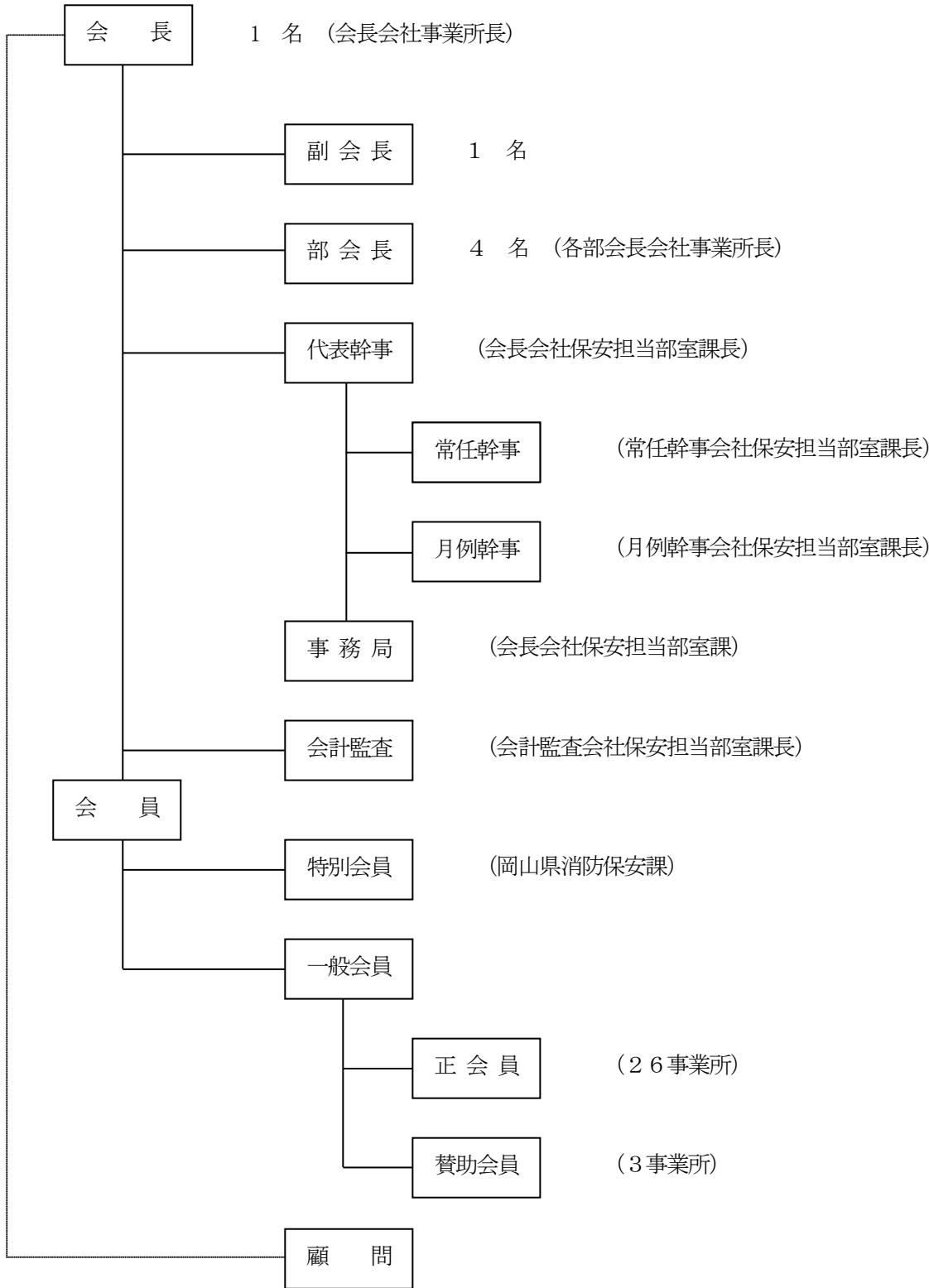
2021年 4月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

2022年 4月 2日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

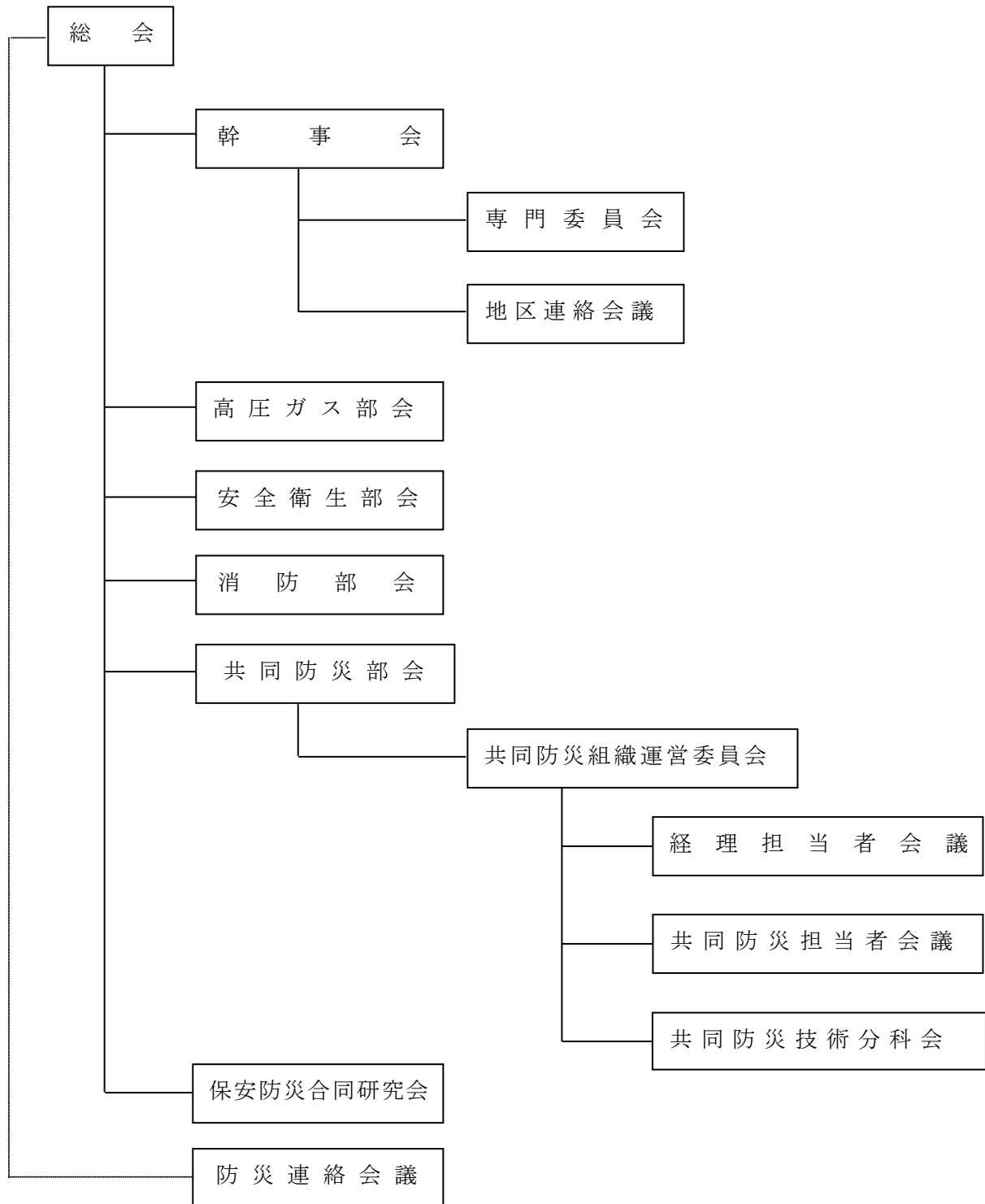
2022年 7月 1日付 水島コンビナート地区保安防災協議会会則

別図 水島コンビナート地区保安防災協議会体制図

1 組 織



2 会議体



顧 問 名 簿

(順不同)

中国四国産業保安監督部長

岡山労働局長

倉敷労働基準監督署長

水島海上保安部長

岡山県危機管理監

岡山県保健医療部長

倉敷市保健福祉局長

岡山県警察本部警備部長

水島警察署長

玉島警察署長

児島警察署長

倉敷市消防局長

水島消防署長

児島消防署長

玉島消防署長

水島コンビナート地区保安防災協議会一般会員名簿

(五十音順)

(正 会 員)

旭化成株式会社製造統括本部水島製造所
荒川化学工業株式会社水島工場
E N E O S株式会社水島製油所
M G Cウッドケム株式会社水島工場
株式会社大阪ソーダ水島工場／岡山工場
オーシカケミテック株式会社水島工場
関東電化工業株式会社水島工場
株式会社クラレ倉敷事業所（玉島）
J F Eケミカル株式会社西日本製造所倉敷工場
株式会社J F Eサンソセンター倉敷工場
J F Eスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）
J F Eミネラル株式会社水島合金鉄事業部
株式会社新来島サノヤ造船
瀬戸内共同火力株式会社倉敷共同発電所
中国精油株式会社水島工場
中国電力株式会社玉島発電所
中国電力株式会社水島発電所
東京製鐵株式会社岡山工場
日清オイリオグループ株式会社水島事業場
日本ゼオン株式会社水島工場
日本曹達株式会社水島工場
水島エコワークス株式会社
株式会社水島オキシトン水島工場
三菱ガス化学株式会社水島工場
三菱ケミカル株式会社岡山事業所
三菱自動車工業株式会社水島製作所

(賛 助 会 員)

株式会社クラレ岡山事業所
住友化学株式会社大分工場岡山プラント
株式会社三井E & S玉野事業所

水島コンビナート地区保安防災協議会運営内規

1 会 費

- (1) 一般会員事業所は、「水島コンビナート地区保安防災協議会会則」第20条に定める会費として正会員年額55,000円、賛助会員年額35,000円を負担する。又第14条に定める事務局費用として、代表及び常任幹事会社年額359,000円、会員会社年額108,000円、賛助会員年額17,000円を負担する。
- (2) 一般会員事業所は、水島コンビナート地区保安防災協議会（以下「防災協」という。）からの請求に基づき、毎月5月末までに防災協の銀行口座に会費を払い込むものとする。
- 年度途中で入会する事業所については、入会后速やかに防災協からの請求に基づき年会費を払い込むものとする。なお、年度途中で退会した事業所については、年会費の払い戻しは行わないものとする。

2 一般会員事業所名等の変更

一般会員事業所は事業所名、電話番号、代表者名、防災協担当者名等の変更があった場合は、会長会社へ文書または電子メールで通知する。会長会社は「水島コンビナート地区保安防災協議会加盟各社（事業所）一覧表」を修正し、加盟各社へ通知するものとする。

3 代表幹事

代表幹事は下記の会社が担当する。

旭化成(株)製造統括本部水島製造所、ENEOS(株)水島製油所、JFEスチール(株)西日本製鉄所（倉敷地区）、日本ゼオン(株)水島工場、三菱ガス化学(株)水島工場、三菱ケミカル(株)岡山事業所

4 地区連絡会議

「水島コンビナート地区保安防災協議会会則」第17条3（2）で定める地区連絡会議の地区構成は、次のとおりとする。

（順不同）

- | | |
|-----------------|--|
| A 地 区
（6事業所） | ENEOS(株)水島製油所A工場、三菱ガス化学(株)水島工場、
三菱自動車工業(株)水島製作所、日清オイリオグループ(株)水島事業場、
MGCウッドケム(株)水島工場、オーシカケミテック(株)水島工場 |
| B 地 区
（7事業所） | ENEOS(株)水島製油所B工場、三菱ケミカル(株)岡山事業所、
関東電化工業(株)水島工場、中国電力(株)水島発電所、東京製鐵(株)岡山工場、
荒川化学工業(株)水島工場、(株)クラレ岡山事業所 |
| C 地 区
（8事業所） | 旭化成(株)製造統括本部水島製造所、日本ゼオン(株)水島工場、
(株)大阪ソーダ水島工場/岡山工場、日本曹達(株)水島工場、
(株)水島オキシトン水島工場、(株)新来島サノヤス造船、
住友化学(株)大分工場岡山プラント、(株)三井E&S玉野事業所 |
| D・E地区
（9事業所） | JFEスチール(株)西日本製鉄所（倉敷地区）、(株)JFEサンソセンター倉敷工場、
JFEケミカル(株)西日本製造所倉敷工場、水島エコワークス(株)、
瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所、JFEMiネラル(株)水島合金鉄事業部、
(株)クラレ倉敷事業所（玉島）、中国電力(株)玉島発電所、中国精油(株)水島工場 |

【条例等 24】

水島コンビナート地区共同防災規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、「水島コンビナート地区保安防災協議会会則」第2条の規定に基づき、水島コンビナート地区共同防災組織（以下「共同防災組織」という。）に関する規程を定め、水島コンビナート地区各社の自衛防災組織と協同して防災活動を実施し、水島コンビナート地区に係る災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的とする。

(構 成)

- 第2条 共同防災組織は、水島コンビナート地区保安防災協議会（以下「防災協」という。）の正会員事業所（以下「会員事業所」という。）をもって構成する。
2. この規程が制定されたのちに新たに立地した事業所については、総会の承認によりこの組織に加入することができる。
3. 組織または管理体制の変更等により、2以上の会員事業所を1つの事業所として運営することが主務官庁に認可された場合は、総会の承認によりこれらを1会員事業所として取扱うことができる。

(用語の定義)

第3条 この規程に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 自 衛 防 災 組 織 ; 「石油コンビナート等災害防止法」（以下「石災法」という。）及び「消防法」の規定により、事業所単位に組織した防災組織をいう。
- (2) 共 同 防 災 組 織 ; この規程により、共同で組織した防災組織をいう。
- (3) 相 互 援 助 協 定 等 ; 「水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定」その他災害発生時における応援に関する申し合せをいう。
- (4) 所 長 等 責 任 者 ; 会員事業所の所長（若しくは社長、支社長、工場長）または自衛防災組織を統括する防災管理者若しくは副防災管理者をいう。
- (5) 防 災 担 当 者 ; 会員事業所において防災関係の業務を推進する者をいう。
- (6) 発災事業所消防責任者 ; 発災事業所において自衛防災組織及び共同防災組織を直接指揮する者をいう。
- (7) 資 機 材 管 理 事 業 所 ; 共同防災資機材を配備し、管理している事業所をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、会員事業所に適用する。

また、共同防災要員を拠出している会員事業所で防災業務を特定事業者以外の者に委託している場合においても、この規程の必要条項を適用し当該会員事業所が、責任をもって、管理、指導する。尚、防災業務の委託防災要員数を別表－2に記入し、又、委託状況については、別表－5に記載する。

(他の規程との関連)

第5条 この規程のほか、防災協で取り決められた規程・協定等については、それぞれの定めによる。

第2章 共同防災部会

(共同防災部会の業務)

第6条 共同防災部会は、第1条の目的を達成するため次の業務を実施する。

- (1) 共同防災組織の管理・運営
- (2) 共同防災要員に対する防災教育の計画・実施
- (3) 共同防災訓練の計画・実施
- (4) 防災相互無線局の運用・管理

(共同防災部会の役員とその職務)

第7条 共同防災部会には、部会長、共同防災組織運営委員（以下「委員」という。）および会計監査をおく。

2. 共同防災部会長は、その事業所に共同防災部会の事務局をおく。
3. 共同防災部会長は、部会を統括するとともに、事務局に負担金の徴収、維持管理費の支払い、記録の整理等、共同防災組織の運営に関する事務全般を行わせる。
4. 委員は、常任幹事会社及び資機材管理事業所及び防災要員拠出事業所で構成するものとし、総会において決定する。又再任は妨げない。
5. 委員は、共同防災組織運営委員会（以下「委員会」という。）において、部会の業務を立案審議しその執行にあたる。
6. 会計監査は、防災協会計監査と同一の会員事業所とし、共同防災組織の財産の状況及び会計を監査し、総会に報告する。

(共同防災部会の会議)

第8条 共同防災部会は、年1回部会を開催するほか必要に応じて臨時部会及び委員会を開く。また、経理担当者会議等必要な専門会議を設けることができる。

2. 部会には以下の事項を付議する。
 - (1) 事業の計画・報告に関する事項
 - (2) 行政機関からの指導・協議に関する事項
 - (3) その他委員会で部会付議相当と決した事項
3. 委員会には以下の事項を付議する。
 - (1) 総会・部会に付議すべき事項
 - (2) 共同防災組織の費用負担に関する事項
 - (3) 防災訓練計画に関する事項
 - (4) 資機材の補充・更新に関する事項
 - (5) その他共同防災組織の運営に関する事項
4. 専門会議は、委員会の承認または要請により設置する。

(会員の遵守義務)

第9条 会員事業所は、総会・部会及び委員会において審議決定した事項を遵守する。

第3章 共同防災組織

(共同防災組織の配備)

第10条 防災協は、別図－1のとおり東地区・西地区のそれぞれに共同防災組織をおく。

(共同防災組織の監督者等)

第11条 防災協会長は、共同防災組織の監督者として、共同防災部会長からその活動状況について定期的に報告を受けることにより組織の強化を図る。

また、発災時には、別に定める「共同防災隊出動基準」に従って共同防災隊の指揮者、または資機材管理事業所の防災担当者に対し出動の指令等必要な指示を行う。

2. 共同防災部会長は、防災協会長を補佐して資機材管理事業所の防災担当者等から資機材の管理状況の報告、防災要員訓練の計画や実施結果の報告を受け、必要な指示を行うなどして共同防災組織の強化充実に努める。

(会員事業所の防災担当者の職務)

第12条 会員事業所の防災担当者は、共同防災組織の管理水準向上のために次の業務を行う。

(1) 資機材管理事業所

- 1) 共同防災要員に対する防災教育の実施に関すること
- 2) 共同防災組織の防災訓練の助言・援助に関すること
- 3) 共同防災資機材の維持管理に関すること
- 4) 事業所内の主要な施設・設備の配置図の整備に関すること
- 5) 共同防災組織の防災活動に関する連絡調整
- 6) その他共同防災組織に関連する必要な業務

(2) 共同防災要員拠出事業所

前項 1)・2)・4)・5)・6)を準用する。

(3) その他の会員事業所

第1項 2)・4)・5)・6)を準用する。

(共同防災資機材の配備及び要員の基準)

第13条 共同防災資機材は、石災法施行令第14条及び第20条に規定する基準により、別表－1のとおり備え付ける。

2. 共同防災要員は、別表－2に規定する基準により、会員事業所において選任し共同防災部会の事務局に登録しておく。

3. この規定の制定後、会員事業所の石油の取扱量若しくは貯蔵量、または高圧ガスの処理量の変更、新規加入、第2条第3項の変更等により共同防災資機材の配備基準及び共同防災要員の定数に変更を生じた場合は、その都度会員事業所間の協議によりこれを決定する。

(共同防災隊指揮者および隊長の選任)

第14条 共同防災指揮者は、東地区『ENEOS－B隊』、西地区『ENEOS－A隊』から各1名を選任する。

2. 各資機材管理事業所は、共同防災隊の出動に際して、隊長を選任する。

(共同防災要員の代理者の選任)

第15条 共同防災要員を拠出している会員事業所は、共同防災要員が旅行、疾病その他の事由によりその職務を行えない場合に備えて、代理者を決めておく。

(共同防災要員の職務)

第16条 共同防災隊指揮者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 共同防災隊が出動した際、発災事業所消防責任者または消防現地本部（公設）の指示をうけ共同防災隊各隊に伝達すること
- (2) 発災事業所消防責任者または消防現地本部（公設）との連絡調整に関すること
- (3) その他、共同防災隊の出動に際して共同防災隊の活動上必要な事項

2. 共同防災隊隊長の職務は次のとおりとする。

- (1) 共同防災隊が出動した際、発災事業所消防責任者または消防現地本部（公設）の指示を受け、各共同防災隊を指揮し、防災活動を行うこと
- (2) その他、共同防災隊の出動に際して、共同防災隊の活動上必要な事項

3. その他の共同防災要員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 共同防災隊が出動した際、各共同防災隊隊長の指揮を受け、共同防災資機材を用いて防災活動を行うこと
- (2) 防災活動に用いた共同防災資機材の点検整備を行うこと。
- (3) その他、共同防災隊の活動上必要な事項

第4章 共同防災隊の防災活動

（出動要請）

第17条 発災事業所の防災管理者が共同防災隊の出動を要請する際は、別図－2のとおり共同防災組織の監督者（防災協会長）に一般電話により連絡する。また、公設消防機関は発災事業所に確認後、防災協会長に対し、共同防災隊の出動を要請することができる。

（共同防災隊の出動）

第18条 共同防災隊の出動は、別に定める「共同防災隊出動基準」による。

（共同防災隊の防災活動）

第19条 出動した共同防災隊は、別図－2のとおり公設消防機関到着までは発災事業所消防責任者の、公設消防機関到着後は消防現地本部（公設）の指示を受け防災活動を行う。

（出動報告書）

第20条 出動した共同防災隊は、別に定める書式により出動報告書を共同防災部会長会社に提出する。

2. 共同防災部会長会社は、その報告書に基づいて必要な費用の算出を行い、出動隊と発災事業所へ連絡する。出動隊は発災事業所へ適格請求書を発行する。

第5章 資機材等の点検整備

（共同防災資機材の点検整備）

第21条 資機材管理事業所は、別に定める「共同防災資機材点検整備基準」により共同防災資機材の点検整備を行い、適切な維持管理を行う。

2. 資機材管理事業所は、必要により資機材を事業所外に持ち出す場合は、防災協会会長会社及び当該地区共同防災隊指揮者に連絡した上で実施する。
3. 資機材管理事業所は、毎年定期に共同防災資機材の整備状況と次年度の整備計画を別に定める書式により共同防災部会長会社に報告する。
4. 共同防災部会長会社は、前項の報告書を3年間保存する。

（防災地図等の資料の整備）

第22条 会員事業所は、主要な施設・設備・保安施設及び道路等を明示した防災地図等の資料を整備し、発災時には出動した共同防災隊の指揮者及び各隊の隊長に手交する。

2. 前項の防災地図を作成した会員事業所は当該資料を資機材管理事業所に各1部提出する。

3. 会員事業所は、重要な更新の都度、防災資料を更新し差替える。

第6章 教 育・訓 練

(教育訓練計画)

第23条 共同防災隊の教育訓練は、別に定める「共同防災隊教育訓練基準」によるほか防災協等で随時作成する防災訓練計画により実施する。

(教育訓練の記録)

第24条 資機材管理事業所は、毎月の訓練実施状況及び次月度の訓練計画を別に定める書式により、作成の後3年間保管する。

なお、共同防災部会長会社が本資料の提出を求めた際は速やかに対応する。

第7章 共同防災組織の費用負担

(運営費の負担)

第25条 共同防災資機材の購入、維持管理及び防災要員の訓練等共同防災組織の運営に係る諸費用は、会員事業所が負担するものとし、その負担方法は別に定める「水島コンビナート地区共同防災組織運営に関する協定」(以下「協定」という。)による。

2. 第13条第3項の変更等により、協定の内容が不適当になった場合は、その都度会員事業所間で協議して決定する。
3. 災害出動に要した費用は、別表－3に規定する負担基準に基づき行う。

(労災補償等)

第26条 災害出動又は防災訓練により発生した労働災害については、労災補償の適用を受ける。

2. 災害出動により発生した死傷者に対する補償等は、当該共同防災要員が所属する事業所の社内規程により発災事業所が負担するものとし、詳細は別表－4の規定による。
3. 防災訓練により発生した死傷者に対する補償等は、前項の基準に準じ共同防災組織の運営に係る費用として会員事業所が負担する。

第8章 雑 則

(守 秘 義 務)

第27条 共同防災要員をはじめ共同防災関係業務にたずさわる者は、共同防災活動上知り得た会員事業所内の設備の状況その他の事実については、当該事業所の了承を得ずに記述・口外してはならない。

(この規程に違反した者の処置)

第28条 共同防災要員がこの規程に違反したときは、その要員を抛出している会員事業所の責任において再教育を行う。

(制定・改廃)

第29条 この規程の制定・改廃は、防災協の総会の承認により行う。

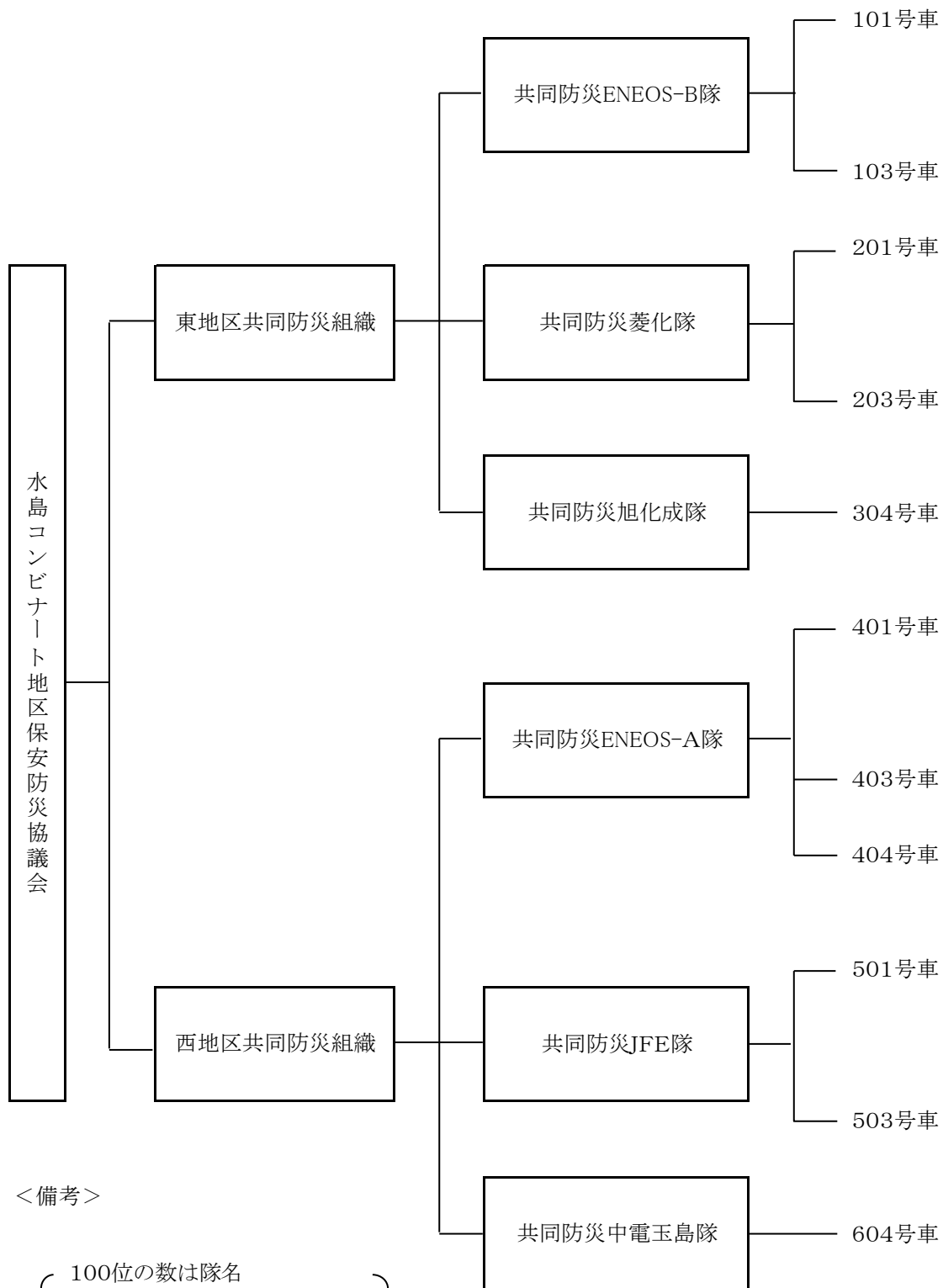
附 則

1. この規程は、2024年（令和6年）4月 1日から実施する。

2. 次に掲げる規程は、この規程の実施の日から廃止する。

- ・昭和52年 7月13日制定 水島特別防災区域協議会水島コンビナート地区共同防災規程
- ・昭和56年 4月 1日付水島コンビナート地区保安防災協議会水島コンビナート地区共同防災規程
- ・昭和60年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・昭和61年 7月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・昭和62年 3月25日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・昭和62年 4月 3日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・昭和62年 7月 2日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成 元年10月13日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成 5年12月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成 6年 6月22日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成 6年10月 7日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成14年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成15年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成17年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成19年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成19年10月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成19年12月12日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成22年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成22年 7月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成22年10月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成25年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成26年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成27年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成28年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成29年10月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・平成30年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・2019年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・2020年 6月25日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・2021年 12月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程
- ・2022年 4月 1日付 〃 水島コンビナート地区共同防災規程

水島コンビナート地区共同防災組織図

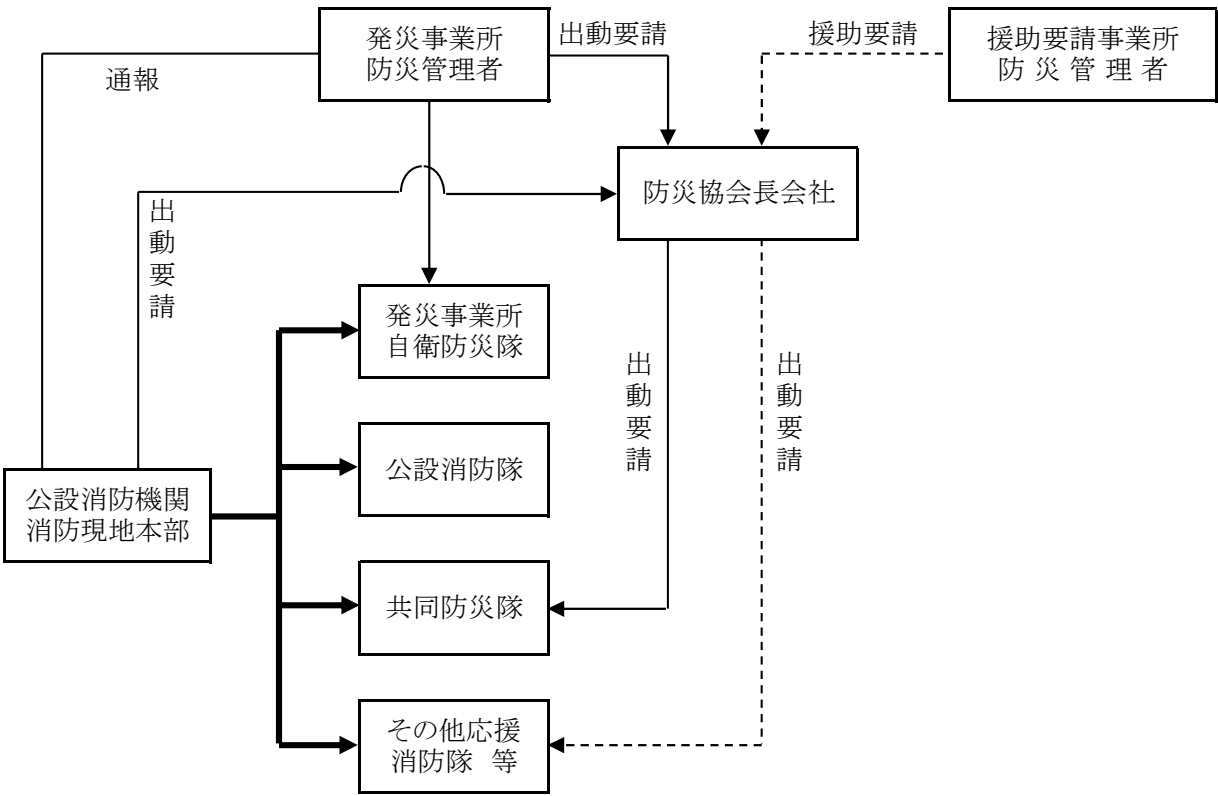


<備考>

- 100位の数は隊名
- 1位の数は車名
- 1:大型化学高所放水車(省力型)
- 3:薬液車
- 4:甲種普通化学消防車(省力型)

別図－2

共同防災隊の防災活動関連図



<備考>

————— 指揮・指令系統を示す

----- 「水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定」による

(注) 消防現地本部設置までは、共同防災隊は発災事業所消防責任者の指揮をうける。

別表－1

共 同 防 災 資 機 材 の 配 備 基 準

管理 事業所	資機材の 種別	二 点 セ ッ ト		甲種普通化学 消防車(省力型)	泡消火薬剤 基準量	泡消火薬剤 基準量の根拠
		大型化学高所 放水車(省力型)	泡原液 搬送車			
ENEOS －B工場		台 1	台 1	台 0	リットル 11,160	●石災法施行令第14条 及び第20条第3項イに よる計算(基準量) ①大型化学高所放水車 3,100L/分*3%*120分 ＝11,160L ②甲種化学消防車 2,100L/分*3%*120分 ＝7,560L 合計基準量 11,160L*4 台＋7,560L*3台 ＝67,320L なお、水島コンビナート 地区保安防災協議会共 同防災組織では、合計 基準量以上の泡消火薬 剤を保有するよう管理す る。
三菱ケミカル		1	1	0	11,160	
旭 化 成		0	0	1	7,560	
ENEOS －A工場		1	1	1	18,720	
J F E スチール		1	1	0	11,160	
中国電力玉島		0	0	1	7,560	
合 計		台 4	台 4	台 3	リットル 67,320	

2020年6月25日現在

共同防災要員の基準

編 成		共同防災要員 選任事業所	共 同 防 災 要 員 数		備 考	
東地区共同防災組織	共同防災ENEOS －B隊	ENEOS －B工場	5名(5名)		うち 指揮者 1名 機関員 2名 (3名)	
	共同防災菱化隊	三菱ケミカル	4名	4名	うち 機関員 2名	
	共同防災旭化成隊	旭化成	1名	3名 (3名)	うち 機関員 1名 (1名)	
		大阪ソーダ	1名(1名)			
		日 本 ゼ オ ン	1名(1名)			
西地区共同防災組織	共同防災ENEOS －A隊	ENEOS －A工 場	8名(8名)		うち 指揮者 1名 機関員 3名 (4名)	
	共同防災JFE隊	JFEスチール	4名(4名)		うち 機関員 2名 (2名)	
	共同防災中電玉島隊	中国電力玉島	3名(3名)		うち 機関員 1名 (1名)	
計		8事業所	27名(23名)		うち 指揮者 2名 機関員 11名 (11名)	

注) 1. 共同防災要員は、上記人数が常時即対応出来る態勢を確保すること。

2. 共同防災要員数の()内は、委託防災要員数を内数で示す。

災害出動に要した費用の負担基準

項 目	負 担 事 業 所
1 人件費・燃料費(出動費)	発災事業所（注 参照）
2 消耗した薬液の補充に要する費用	〃 （実 費）
3 共同防災資機材の損害	〃 （実 費）
4 出動もしくは帰路途上にて発生した人的・物的事故の損害	
（1）第三者の損害及び車両の損害	資機材管理事業所と発災事業所との協議による。
（2）搭乗共同防災要員の損害	当該共同防災要員の所属事業所と発災事業所との協議による。

（注） 人件費・燃料費の算出は、以下の基準によるものとする。

- （1） 人件費の単価(円／時間・人)は、毎年見直される共同防災出動時の人件費案が組織運営委員会で承認された後より発効する。
- （2） 燃料費の単価(円／リットル)は、経理担当者会議で見直し案が承認された後、翌年度の4月1日より発効する。
- （3） 人件費の総額は(出動時間)×(人数)×(単価)とし、出動時間は出動(待機を含む)指示から解散までの時間とする。
- （4） 燃料使用料は、40km／Hrの速度として走行時4km／ $\frac{1}{10}$ ℓ、アイドリング時は、その1／2 とする。

走 行 時 10 $\frac{1}{10}$ ℓ／Hr
アイドリング 5 $\frac{1}{10}$ ℓ／Hr

災害補償の負担基準

- 1 災害出動により発生した死傷者に対する補償等の範囲は、「労働者災害補償保険法」による給付のほか、共同防災要員が所属する事業所(以下「所属事業所」という。)の災害補償規程により定められた特別補償額とし、発災事業所は当該特別補償額を所属事業所の請求により支払うものとする。
- 2 前項の補償範囲について疑義を生じたとき、または当該死傷事故についての所属事業所が紛争にまきこまれた場合は、所属事業所と発災事業所間で誠意をもって協議の上、措置するものとする。
- 3 火災等で被害が甚だしく、前記補償の支払いが困難な場合は、支払延期などについて、別途協議することができるものとする。

防災業務の委託状況

(令和3年12月1日現在)

共同防災組織名	東地区共同防災組織			
選任事業所名	旭化成株式会社 製造統括本部 水島製造所			
受託者の氏名及び住所	氏名（名称） ALSOK岡山株式会社 住所（所在地） 岡山県北区磨屋町10番29号 電話(086)225－3911			
法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地	担当事務所 同上			
受託者の行う防災業務の範囲	活動区分	☒ 陸上防災	☐ 海上防災	
	☒	災害発生時の防災活動		
	☒	防災要員の教育訓練		
	☒	異常現象の発見、通報、連絡		
	☒	構成事業所の自衛防災組織との連絡		
	☒	特定防災施設等又は防災資機材等の点検、整備		
	☐	その他〔 〕		
受託者の行う防災業務の方法	防災要員の状況	区分	常駐	駆付
		平日昼間	1人	－
		夜間・休日	1人	－
		法定要員	3人（旭化成隊）	
	主たる駐在場所	旭化成株式会社 製造統括本部 水島製造所 C地区防災室		
駆付時間	－			

防災業務の委託内容

旭化成株式会社 製造統括本部 水島製造所（共同防災旭化成隊）が、A L S O K岡山株式会社に委託する防災業務の内容は、下記のとおりとする。

委託契約書名	警備契約書
締結年月日	防災警備業務請負契約書
改訂年月日	令和3年12月1日

記

- 1 防 災 要 員 : A L S O K岡山株式会社の社員4名を共同防災隊機関員とし、常時1名をこれにあてる。
- 2 業 務 内 容 : 上記4名は、旭化成株式会社製造統括本部水島製造所 C地区防災室において警備・防災等の業務に従事し、災害時には共同防災旭化成隊の「機関員1名」として防災活動を行う。
- 3 業 務 時 間 : 4班2交替勤務として常時配置する。
1 勤 : 7 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0
2 勤 : 1 9 : 3 0 ~ 7 : 0 0
- 4 防 災 訓 練 : 共同防災組織の下で次の訓練をうける。
 - ① 基本訓練
 - ② 走行訓練
 - ③ 合同訓練

防災業務の委託状況

(平成28年4月1日現在)

共同防災組織名		水島コンビナート共同防災組織					
選任事業所名		株式会社大阪ソーダ水島工場					
受託者の氏名及び住所	氏名（名称） 国際警備保障株式会社						
	住所（所在地） 大阪市北区東天満 1-5-12 電話(06)6351-5931						
法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地	担当事務所 国際警備保障株式会社 岡山支店 岡山市蕃山町9-19 岡山大同生命ビル2階 電話(086)225-1151						
受託者が行う防災業務の範囲	活動区分	☒	陸上防災	☐	海上防災		
	☒ 災害発生時の防災活動						
	☐ 防災要員の教育訓練						
	☒ 異常現象の発見、通報、連絡						
	☒ 構成事業所の自衛防災組織との連絡						
	☐ 特定防災施設等又は防災資機材等の点検、整備						
	☐ その他〔　　　　　　　　　　　〕						
受託者が行う防災業務の方法	防災要員の状況	区 分	常 駐	駆 付			
		平日昼間	1人	—			
		夜間・休日	1人	—			
		法定要員	3人（旭化成隊）				
	主たる駐在場所	—					
	駆付時間	—					

防災業務の委託内容

株式会社大阪ソーダ水島工場（共同防災旭化成隊）が、国際警備保障株式会社に委託する共同防災業務の内容は、下記の通りとする。

委託契約書名	警備契約書
締結年月日	平成3年4月1日
改訂年月日	平成9年3月31日

記

- 1 防 災 要 員 : 国際警備保障株式会社の社員1名を委託し（3名選任）これにあてる。
- 2 業 務 内 容 : 上記3名は、大阪ソーダ正門において警備等業務に従事、共同防災組織の下の「その他防災要員」として防災活動を行う。
- 3 業 務 時 間 : 9時から翌日の9時までの24時間勤務として常時配備する。
- 4 防 災 訓 練 : 共同防災組織の下で次の訓練を受ける。
 - ① 基本訓練
 - ② 走行訓練
 - ③ 合同訓練

防災業務の委託状況

(令和2年6月25日現在)

共同防災組織名	水島コンビナート共同防災組織			
選任事業所名	ENEOS株式会社水島製油所A工場			
受託者の氏名及び住所	氏名(名称) 中谷エネテック株式会社 住所(所在地) 大阪市港区海岸通1丁目5番22号 電話(06)6573-7651			
法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地	担当事務所 中谷エネテック株式会社水島支店 電話(086)448-3208			
受託者の行う防災業務の範囲	活動区分	☒ 陸上防災	☐ 海上防災	
	☒	災害発生時の防災活動		
	☒	防災要員の教育訓練		
	☐	異常現象の発見、通報、連絡		
	☒	構成事業所の自衛防災組織との連絡		
	☒	特定防災施設等又は防災資機材等の点検、整備		
	☐	その他 []		
受託者の行う防災業務の方法	防災要員の状況	区分	常駐	駆付
		平日昼間	8人	—
		夜間・休日	8人	—
		法定要員	8人(ENEOS-A隊)	
	主たる駐在場所	ENEOS(株)水島製油所A工場 保安防災センター		
	駆付時間	—		

防災業務の委託内容

ENEOS(株)水島製油所A工場（共同防災ENEOS－A隊）が、中谷エネテック(株)に委託する共同防災業務の内容は、下記のとおりとする。

委託契約書類

保安防災警備業務委託契約書

締結年月日

平成12年4月1日

改訂年月日

平成26年 7月11日

記

- 1 防 災 要 員 : 中谷エネテック(株)の社員9名／班で3班27名をもってこれにあてる。
- 2 業 務 内 容 : 上記9名／班は、ENEOS(株)水島製油所A工場 保安防災センター事務所、正門、東門において、消防、防災、警備等の業務に従事し、災害時に共同防災組織の「指揮者1名」、「機関員3名」及び「その他防災要員2名」に、2名は自衛消防隊の「機関員」として防災活動を行なう。
- 3 業 務 時 間 : 機関員を含む防災要員9名は、3班1交替勤務とし常時配置する。
勤務時間は8時00分～翌日8時00分とする。
- 4 防 災 訓 練 : 9名／班は、共同防災組織並びに自衛防災隊の下に防災活動に必要な、次の訓練を実施する。
 - ① 基本訓練
 - ② 走行訓練
 - ③ 合同訓練

防災業務の委託状況

(平成22年4月1日現在)

共同防災組織名	水島コンビナート共同防災組織			
選任事業所名	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区)			
受託者の氏名及び住所	氏名(名称) JFE西日本ジーエス株式会社 住所(所在地) 倉敷市水島川崎通1丁目 JFEスチール(株)構内 電話(086)447-2337			
法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地	担当事務所 同 上 電話(086)447-2337			
受託者の行う防災業務の範囲	活動区分	☒ 陸上防災	☐ 海上防災	
	☒	災害発生時の防災活動		
	☒	防災要員の教育訓練		
	☐	異常現象の発見、通報、連絡		
	☒	構成事業所の自衛防災組織との連絡		
	☒	特定防災施設等又は防災資機材等の点検、整備		
	☐	その他 []		
受託者の行う防災業務の方法	防災要員の状況	区分	常駐	駆付
		平日昼間	4人	—
		夜間・休日	4人	—
		法定要員	4人 (JFE隊)	
	主たる駐在場所	—		
	駆付時間	—		

防災業務の委託内容

J F E スチール(株)西日本製鉄所（倉敷地区）（共同防災 J F E 隊）が、JFE西日本ジーエス(株)に委託する共同防災業務の内容は下記のとおりとする。

委託契約書類 消防・防災業務委託契約書

締結年月日 昭和62年4月1日

改訂年月日 平成22年4月1日

記

- 1 防 災 要 員 : JFE西日本ジーエス(株)の社員4名／直をもってこれにあてる。
- 2 業 務 内 容 : 上記の社員は、JFE西日本ジーエス(株)第一事業部倉敷防災セキュリティ部事務所、J F E スチール南門等において、消防、防災、警備等の業務に従事し、防災要員として、
 - (1) 災害発生時の防災活動
 - (2) 防災教育、訓練
 - (3) 自衛防災組織との連絡、連繫
 - (4) 防災資機材等の点検、整備を行う。
- 3 業 務 時 間 : 防災要員（4名／直）は、4直3交替勤務とし常時配置する。
- 4 防 災 教 育 訓 練 : 水島コンビナート地区共同防災規程第23条、第24条に定めるところにより、下記の教育訓練を実施する。
 - 1) 防災技術に関する事項及び、防災活動上の心得についての教育
 - 2) 規律訓練
 - 3) 操法訓練
 - 4) 走行訓練

防災業務の委託状況

(平成25年4月1日現在)

共同防災組織名	西地区共同防災組織			
選任事業所名	中国電力株式会社玉島発電所			
受託者の氏名及び住所	氏名(名称) 中電環境テクノス株式会社 住所(所在地) 広島市中区小町4番33号 電話(082)242-0291			
法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地	担当事務所 中電環境テクノス株式会社玉島事業所 倉敷市玉島乙島字新湊8253番2(中国電力株式会社玉島発電所内) 電話(086)526-7946			
受託者の行う防災業務の範囲	活動区分	☒ 陸上防災	☐ 海上防災	
	☒	災害発生時の防災活動		
	☒	防災要員の教育訓練		
	☐	異常現象の発見、通報、連絡		
	☒	構成事業所の自衛防災組織との連絡		
	☒	特定防災施設等又は防災資機材等の点検、整備		
	☐	その他 []		
受託者の行う防災業務の方法	防災要員の状況	区分	常駐	駆付
		平日昼間	3人	—
		夜間・休日	3人	—
		法定要員	3人(中電玉島隊)	
	主たる駐在場所	中国電力株式会社玉島発電所内		
	駆付時間	—		

防災業務の委託内容

中国電力株式会社玉島発電所が、中電環境テクノス株式会社玉島事業所に委託する共同防災業務の内容は、以下のとおりとする。

委託契約書名 火力発電所附属設備運転他業務委託契約書

締結年月日 平成24年9月28日

記

- 1 防災要員 ： 中電環境テクノス株式会社玉島事業所の社員20名（5名／直）を選任し、このうち3名／直を共同防災隊防災要員にあてる。
- 2 業務内容 ： 上記の社員は、中国電力株式会社玉島発電所内において附属設備の運転他に従事し、災害時には共同防災中電玉島隊の機関員及び防災要員として防災活動を行う。
- 3 業務時間 ： 防災要員は（3名／直）は4直2交替勤務とし、24時間体制とする。
 1 勤：08：00～20：10
 2 勤：20：00～08：10
- 4 防災訓練 ： 共同防災組織の下で次の訓練を受ける。
 - ① 基本訓練
 - ② 走行訓練
 - ③ 合同訓練

防災業務の委託状況

(令和2年6月25日現在)

共同防災組織名	東地区共同防災組織			
選任事業所名	ENEOS株式会社水島製油所B工場			
受託者の氏名及び住所	氏名(名称) ENEOS水島テクノ株式会社 住所(所在地) 倉敷市潮通2-1 電話(086)458-2528			
法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地	担当事務所 ENEOS水島テクノ株式会社 倉敷市潮通2-1 電話(086)458-2528			
受託者の行う防災業務の範囲	活動区分	☒ 陸上防災	☐ 海上防災	
	☒	災害発生時の防災活動		
	☒	防災要員の教育訓練		
	☐	異常現象の発見、通報、連絡		
	☒	構成事業所の自衛防災組織との連絡		
	☒	特定防災施設等又は防災資機材等の点検、整備		
	☐	その他 []		
受託者の行う防災業務の方法	防災要員の状況	区分	常駐	駆付
		平日昼間	5人	—
		夜間・休日	5人	—
		法定要員	5人(ENEOS-B隊)	
	主たる駐在場所	ENEOS(株)水島製油所B工場 正門警務室		
	駆付時間	—		

防災業務の委託内容

ENEOS(株)水島製油所B工場（ENEOS－B隊）が、ENEOS水島テクノ(株)に委託する防災業務の内容は、下記のとおりとする。

委託契約書類

作業請負基本契約書及び作業請負契約書

締結年月日

平成22年10月1日

記

- 1 防災要員 : ENEOS水島テクノ(株)の社員15名を共同防災要員とし、常時5名／直をもってこれにあてる。
- 2 業務内容 : 上記の者はENEOS(株)水島製油所B工場 正門警務室、物流門において、消防、防災、警備等の業務に従事し、災害時には共同防災ENEOS－B隊の「指揮者1名」「機関員2名」及び「その他防災要員2名」として防災活動を行う。
- 3 業務時間 : 防災要員は、3直1交替勤務（24時間勤務）とし常時設置する。
- 4 防災訓練 : 共同防災隊による防災活動に必要な以下の防災訓練を実施する。
 - ① 基本操法訓練
 - ② 規律訓練
 - ③ 走行訓練
 - ④ 災害想定訓練

防災業務の委託状況

(平成31年4月1日現在)

共同防災組織名	東地区共同防災組織			
選任事業所名	日本ゼオン株式会社水島工場			
受託者の氏名及び住所	氏名(名称) セコム株式会社 住所(所在地) 東京都渋谷区神宮前1-5-1 電話(03)5775-8100			
法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地	担当事務所 セコムスタティック西日本株式会社 岡山支店 岡山県岡山市北区岩田町4-38 セコム岡山ビル 電話(086)232-1475			
受託者の行う防災業務の範囲	活動区分	☒ 陸上防災	☐ 海上防災	
	☒	災害発生時の防災活動		
	☒	防災要員の教育訓練		
	☐	異常現象の発見、通報、連絡		
	☒	構成事業所の自衛防災組織との連絡		
	☒	特定防災施設等又は防災資機材等の点検、整備		
	☐	その他 []		
受託者の行う防災業務の方法	防災要員の状況	区分	常駐	駆付
		平日昼間	1 人	—
		夜間・休日	1 人	—
		法定要員	3 人(旭化成隊)	
	主たる駐在場所	日本ゼオン株式会社 水島工場 正門警備室		
	駆付時間	—		

防災業務の委託内容

日本ゼオン株式会社水島工場（共同防災旭化成隊）が、セコム株式会社に委託する防災業務の内容は、下記のとおりとする。

委託契約書類

警備契約書

締結年月日

平成31年4月1日

記

- 1 防 災 要 員 : セコムスタティック西日本株式会社の社員1名を委託し（14名選任）をこれにあてる。
- 2 業 務 内 容 : 上記14名は、日本ゼオン株式会社 水島工場 正門警備室において警備等の業務に従事、共同防災組織の下で「その他防災要員」として防災活動を行う。
- 3 業 務 時 間 : 9時から翌日の9時までの24時間勤務として常時配備する。
- 4 防 災 訓 練 : 共同防災組織の下で次の訓練を受ける。
 - ① 基本訓練
 - ② 走行訓練
 - ③ 合同訓練

以上

【条例等 25】

共同防災隊出動基準

1. 目 的

この基準は、「水島コンビナート地区共同防災規程」第18条に基づき、災害発生時における通報連絡および共同防災隊出動等について、具体的に定め、防災活動の迅速化を図ることを目的とする。

2. 出動体制

(1) 出動は次の区分により行う。

イ 第1次出動（小火および異常現象で、延焼および拡大のおそれがある場合）

発災地区内共同防災隊のうち、予め定められた第1次出動隊が出動する。

ロ 第2次出動（小火および異常現象で延焼拡大し、現体制では消火困難な場合）

発災地区内共同防災隊のうち、第1次出動隊以外の各隊（以下「第2次出動隊」という。）が出動する。

ハ 第3次出動隊（消火困難であり、全消防隊の出動が必要な場合）

発災事業所他地区のすべての共同防災隊（以下「第3次出動隊」という。）が出動する。

(2) 各隊の出動は発災場所に応じ別紙1「共同防災隊出動車両」に定めた順序により出動する。

(3) 代替出動

第1次出動指令を行った場合、共同防災車両が点検整備あるいは他事業所構内走行訓練等のため出動要請に応じられない場合は別紙2「共同防災隊出動車両第1次出動（代替出動）」により指令する。

また、大規模な感染により機関員の捻出が困難になった場合も同様に別紙2により指令する。

3. 出動要請連絡方法

出動要請は別紙3「災害発生時における共同防災隊出動要請等連絡経路図」により行うものとし、その要領は次のとおりとする。

(1) 第1次出動

イ 発災事業所は、公設消防機関（電話119）へ通報する。

「こちら〇〇〇〇会社です。只今〇〇プラントで火災が発生しました。」

ロ 次いで直ちに、発災事業所は、水島コンビナート地区保安防災協議会（以下「防災協」という。）会長会社へ一般電話により連絡し、1次出動隊の出動要請を行う。

「こちら〇〇〇〇会社です。只今〇〇プラントで火災が発生しました。〇〇地区の共同防災隊の1次出動を要請します。」

また、公設消防機関は、発災事業所に確認後、会長会社へ第1次出動を要請することができる。

ハ 防災協会長会社は、第1次出動隊に一般電話により出動を指令する。また、車両が2台以上出動する場合には指揮者担当会社にも出動を指令する。

「こちら、防災協会長会社です。只今〇〇〇〇会社の〇〇プラントで火災が発生しました。共同防災〇〇隊（共同防災東（西）地区指揮者）は直ちに出勤してください。」

さらに、第2次出動隊に対し一般電話により待機を指令する。

「こちら、防災協会長会社です。〇〇〇〇会社の〇〇プラントで火災が発生しました。共同防災〇〇隊は出勤準備の上、待機してください。」

ただし、発災事業所が第1次出動で鎮圧可能と判断した場合は、第2次出動隊の待機は行わない。第1次出動要請時に会長会社へその旨を伝える。

また、共同防災資機材管理事業所が発災した場合は、時間短縮を図るべく共同防災隊出動後に会長会社へ連絡出来るものとする。

(2) 第2次出動

イ 発災事業所又は、公設消防機関は、防災協会会長会社へ一般電話により、共同防災隊の第2次出動を要請する。又、公設消防機関は共同防災隊の第2次出動を防災協会会長会社へ要請した場合は、発災事業所に連絡する。

「こちら、〇〇〇〇会社です。（又は、〔こちら消防局です。〕）〇〇地区の共同防災隊の第2次出動を要請します。」

ロ 防災協会会長会社は、第2次出動隊及び指揮者担当会社に一般電話により出動を指令する。

「こちら、防災協会会長会社です。〇〇〇〇会社の〇〇プラントで火災が発生しました。共同防災〇〇隊（共同防災東（西）地区指揮者）は直ちに出勤して下さい。」

更に、第3次出動隊に対し一般電話により待機を指令する。

「こちら、防災協会会長会社です。〇〇〇〇会社の〇〇プラントで火災が発生しました。共同防災〇〇隊は出勤準備の上、待機して下さい。」

(3) 第3次出動

イ 発災事業所又は、公設消防機関は、防災協会会長会社へ一般電話により、共同防災隊の第3次出動を要請する。又、公設消防機関は共同防災隊の第3次出動を防災協会会長会社へ要請した場合は、発災事業所に連絡する。

「こちら、〇〇〇〇会社です。（又は、〔こちら消防局です。〕）共同防災隊の第3次出動を要請します。」

ロ 防災協会会長会社は、第3次出動隊及び指揮者担当会社に一般電話により出動を指令する。

「こちら、防災協会会長会社です。〇〇〇〇会社の〇〇プラントで火災が発生しました。共同防災〇〇隊（共同防災東（西）地区指揮者）は直ちに出勤して下さい。」

(4) 共同防災隊の出動連絡

防災協会会長会社は、共同防災隊が出動した場合に共同防災〇〇隊が出動している旨を倉敷市消防局指令管制室（426-1193）へ一般電話により連絡を入れる。

「こちら、防災協会会長会社です。〇〇〇〇会社の〇〇プラントで火災が発生し、共同防災〇〇隊が出動しております。防災無線のチャンネルに切替えをお願いします。」

(5) 共同防災隊の出動（待機）解除の連絡

発災事業所は、消防現地本部長より体制解除の指令を受け防災協会会長会社へ出動（待機）解除の連絡を行う。防災協会会長会社は、待機中の共同防災隊へ解除を指令する。

4. 防災協会員事業所の配置及び周辺道路図の作成

水島コンビナート地区における防災協会員事業所の配置及び周辺道路図を作成し、発災事業所への出動の迅速化を図る。（水島コンビナート周辺図 別紙4）

5. 防災地図の作成

(1) 会員事業所は、発災時において応援出動してきた共同防災隊の指揮者および各隊の隊長に手渡す防災地図を作成し、正門等に常備しておくものとする。

(2) 防災地図に記載する内容は次のとおりとする。

（防災地図作成例 別紙5）

イ 主要施設の配置（プラント名称を記入する。）

ロ 主要道路（道路名称、道路幅及び車両制限高さを記入する。）

ハ 屋外給水施設

(消火栓、貯水槽、海岸での取水可能場所の配置)

(3) 防災地図の大きさは、B 4 又は A 3 程度のものとする。

6. 特別防災区域外における連絡配管

(1) 連絡配管

イ エチレン配管 (三菱ケミカル→クラレ岡山)

ロ LNG配管 (ENEOS (株) 水島製油所 A工場→岡山築港)

ハ LNG配管 (ENEOS (株) 水島製油所 A工場→福山市)

(2) 出動範囲

上記イの連絡配管に係る災害等で共同防災隊への出動要請があった場合、共同防災隊が出動する。

(3) 出動態勢

イ エチレン配管に係る災害等の対応は、共同防災「菱化隊」が出動する。

7. 共同防災隊の出動報告

(1) 出動した (待機を含む) 共同防災隊は、様式- 1 により事後速やかに出動報告書を作成し、共同防災部会長会社へ提出するものとする。

(2) 共同防災部会長会社は、出動報告書を整理の上、保管する。

8. 地震時の連絡と出動要請

「岡山県石油コンビナート等防災計画」に基づき会員事業所において地震による二次災害が発生した場合で、同時に複数の事業所から出動要請があることが予想される場合の連絡及び出動基準は次の通りとする。

(1) 会員事業所は地震により二次災害が発生し共同防災隊の出動を要請する場合は、直ちに防災協会会長会社へ被害状況を連絡すると共に、「3. 出動要請連絡方法」に基づいて共同防災隊の出動を要請する。

(2) 防災協会会長会社は、共同防災隊、自衛防災隊の効率的運用を図るため、必要に応じて会員事業所の被害状況等を確認し、発災事業所に必要な車両のみを出動させ、他事業所からの出動要請に備える。

9. 基準の制定・改廃

この基準の制定・改廃は共同防災組織運営委員会の承認により行う。

附 則

1. この出動基準は、2022年 (令和4年) 4月2日から実施する。

2. 次に掲げる基準は、この基準の実施の日から廃止する。

- ・昭和53年12月 8日付 水島特別防災区域協議会「共同防災隊出動基準」
- ・昭和56年 4月16日付 水島コンビナート保安防災協議会「共同防災隊出動基準」
- ・昭和58年 2月 2日付 〃 「共同防災隊出動基準」
- ・昭和58年11月30日付 〃 「共同防災隊出動基準」
- ・昭和60年 4月 1日付 〃 「共同防災隊出動基準」
- ・昭和61年10月 2日付 〃 「共同防災隊出動基準」
- ・平成 元年11月24日付 〃 「共同防災隊出動基準」
- ・平成 7年11月14日付 〃 「共同防災隊出動基準」

・平成14年	4月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成15年	4月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成17年	4月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成19年	7月	2日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成21年	5月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成21年12月	7日付		〃	「共同防災隊出動基準」
・平成22年	7月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成22年10月	1日付		〃	「共同防災隊出動基準」
・平成23年	4月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成25年	4月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成26年	4月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・平成29年10月	1日付		〃	「共同防災隊出動基準」
・2019年	4月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・2020年	6月	25日付	〃	「共同防災隊出動基準」
・2021年	7月	1日付	〃	「共同防災隊出動基準」

様式－1

年 月 日	
水島コンビナート地区保安防災協議会	
共同防災部会長 殿	
(地区 隊々長)	
氏 名 _____	
共同防災 (隊) 出動報告	
出 動 年 月 日	年 月 日 ()
出 動 時 間	時 分 ～ 時 分
出 動 場 所	
出 動 車 両	号 車
	号 車
走 行 距 離	Km
燃 料 使 用 量	リットル
薬 液 使 用 量	リットル
出動隊員所属 会社及び氏名	
出動隊員又は 出動機材の損害	
備 考	

共同防災隊出動車両

1. 第1次出動

○印 出動

△印 大型化学高所放水車が出動し、他は待機

●印 待機

発災事業所 (東 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セット	菱化隊 2 点 セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セット	JFE隊 2 点 セット	中電玉島隊 甲 化
ENEOS(株) 水島製油所 B工場 B地区	○	○	●				
ENEOS(株) 水島製油所 B工場 第2原油基地	○	●	●				
ENEOS(株) 水島製油所 潤滑油物流センター	△	●	●				
中国電力(株)水島発電所	△	●	●				
三菱ケミカル(株)岡山事業所	●	○	●				
関東電化工業(株)水島工場	△	●	●				
東京製鐵(株)岡山工場	△	●	●				
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所B地区	○	●	●				
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所C地区	●	○※1	○※2				
日本ゼオン(株)水島工場	●	○	○				
(株)大阪ソーダ水島工場	●	○※1	○※2				
荒川化学工業(株)水島工場	△	●	●				
日本曹達(株)水島工場	●	●	○				
(株)水島オキシトン水島工場	●	●	○				
(株)大阪ソーダ岡山工場	●	●	○				
(株)新来島サノヤス造船	●	●	○				

発災事業所 (西 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セット	菱化隊 2 点 セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セット	JFE隊 2 点 セット	中電玉島 隊 甲 化
ENEOS(株) 水島製油所 A工場				●	○	○	●
三菱ガス化学(株)水島工場				●	○	●	●
JFEスチール(株) 西日本製鉄所(倉敷地区)				●	●	○	●
JFEケミカル(株) 西日本製造所倉敷工場				●	●	○	●
(株)JFEサンソセンター倉敷工場				●	●	○	●
瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所				●	●	○	●
水島エコワークス(株)				●	●	○	●
(株)クラレ倉敷事業所(玉島)				●	●	●	○
中国電力(株)玉島発電所				●	●	○※1	○※2
三菱自動車工業(株)水島製作所				○	●	●	●
日清オイリオグループ(株)水島事業場				○	●	●	●
MGCウッドケム(株)水島工場				○	●	●	●
オーシカケミテック(株)水島工場				○	●	●	●
JFEミネラル(株)水島合金鉄事業部				●	●	○	●
中国精油(株)水島工場				●	●	●	○

※1 旭化成C地区、大阪ソーダ水島、中国電力玉島で高さ20m以上の災害時、または発災事業所で2点セットの出動が必要と判断した時に出動(出動しない場合は待機)

※2 旭化成C地区、大阪ソーダ水島、中国電力玉島で高さ20m未満の災害時、または発災事業所で2点セットの出動が不要と判断した時に出動(出動しない場合は待機)

共同防災隊出動車両

1. 第2次出動

○印 出動 ●印 待機

発災事業所 (東 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セット	菱化隊 2 点 セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セット	JFE隊 2 点 セット	中電玉島隊 甲 化
ENEOS(株) 水島製油所 B工場 B地区	○	○	○	●	●	●	●
ENEOS(株) 水島製油所 B工場 第2原油基地	○	○	○	●	●	●	●
ENEOS(株) 水島製油所 潤滑油物流センター	○	○	○	●	●	●	●
中国電力(株)水島発電所	○	○	○	●	●	●	●
三菱ケミカル(株)岡山事業所	○	○	○	●	●	●	●
関東電化工業(株)水島工場	○	○	○	●	●	●	●
東京製鐵(株)岡山工場	○	○	○	●	●	●	●
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所B地区	○	○	○	●	●	●	●
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所C地区	○	○	○	●	●	●	●
日本ゼオン(株)水島工場	○	○	○	●	●	●	●
(株)大阪ソーダ水島工場	○	○	○	●	●	●	●
荒川化学工業(株)水島工場	○	○	○	●	●	●	●
日本曹達(株)水島工場	○	○	○	●	●	●	●
(株)水島オキシトン水島工場	○	○	○	●	●	●	●
(株)大阪ソーダ岡山工場	○	○	○	●	●	●	●
(株)新来島サノヤス造船	○	○	○	●	●	●	●

発災事業所 (西 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セット	菱化隊 2 点 セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セット	JFE隊 2 点 セット	中電玉島 隊 甲 化
ENEOS(株) 水島製油所 A工場	●	●	●	○	○	○	○
三菱ガス化学(株)水島工場	●	●	●	○	○	○	○
JFEスチール(株) 西日本製鉄所(倉敷地区)	●	●	●	○	○	○	○
JFEケミカル(株) 西日本製造所倉敷工場	●	●	●	○	○	○	○
(株)JFEサンソセンター倉敷工場	●	●	●	○	○	○	○
瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所	●	●	●	○	○	○	○
水島エコワークス(株)	●	●	●	○	○	○	○
(株)クラレ倉敷事業所(玉島)	●	●	●	○	○	○	○
中国電力(株)玉島発電所	●	●	●	○	○	○	○
三菱自動車工業(株)水島製作所	●	●	●	○	○	○	○
日清オイリオグループ(株)水島事業場	●	●	●	○	○	○	○
MGCウッドケム(株)水島工場	●	●	●	○	○	○	○
オーシカケミテック(株)水島工場	●	●	●	○	○	○	○
JFEMiネラル(株)水島合金鉄事業部	●	●	●	○	○	○	○
中国精油(株)水島工場	●	●	●	○	○	○	○

共同防災隊出動車両

1. 第3次出動

○印 出動

発災事業所 (東 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セット	菱化隊 2 点 セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セット	JFE隊 2 点 セット	中電玉島隊 甲 化
ENEOS(株) 水島製油所 B工場 B地区	○	○	○	○	○	○	○
ENEOS(株) 水島製油所 B工場 第2原油基地	○	○	○	○	○	○	○
ENEOS(株) 水島製油所 潤滑油物流センター	○	○	○	○	○	○	○
中国電力(株)水島発電所	○	○	○	○	○	○	○
三菱ケミカル(株)岡山事業所	○	○	○	○	○	○	○
関東電化工業(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○
東京製鐵(株)岡山工場	○	○	○	○	○	○	○
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所B地区	○	○	○	○	○	○	○
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所C地区	○	○	○	○	○	○	○
日本ゼオン(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○
(株)大阪ソーダ水島工場	○	○	○	○	○	○	○
荒川化学工業(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○
日本曹達(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○
(株)水島オキシトン水島工場	○	○	○	○	○	○	○
(株)大阪ソーダ岡山工場	○	○	○	○	○	○	○
(株)新来島サノヤス造船	○	○	○	○	○	○	○

発災事業所 (西 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セット	菱化隊 2 点 セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セット	JFE隊 2 点 セット	中電玉島 隊 甲 化
ENEOS(株) 水島製油所 A工場	○	○	○	○	○	○	○
三菱ガス化学(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○
JFEスチール(株) 西日本製鉄所(倉敷地区)	○	○	○	○	○	○	○
JFEケミカル(株) 西日本製造所倉敷工場	○	○	○	○	○	○	○
(株)JFEサンソセンター倉敷工場	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所	○	○	○	○	○	○	○
水島エコワークス(株)	○	○	○	○	○	○	○
(株)クラレ倉敷事業所(玉島)	○	○	○	○	○	○	○
中国電力(株)玉島発電所	○	○	○	○	○	○	○
三菱自動車工業(株)水島製作所	○	○	○	○	○	○	○
日清オイリオグループ(株)水島事業場	○	○	○	○	○	○	○
MGCウッドケム(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○
オーシカケミテック(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○
JFEミネラル(株)水島合金鉄事業部	○	○	○	○	○	○	○
中国精油(株)水島工場	○	○	○	○	○	○	○

共同防災隊出動車両

第1次出動(代替出動)

◎印 代替出動 ○印 出動 ●印 待機

☆印 大型化学高所放水車が代替出動し、他は待機

△印 大型化学高所放水車が出動し、他は待機

発災事業所 (東 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セ ッ ト	菱化隊 2 点 セ ッ ト	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セ ッ ト	JFE隊 2 点 セ ッ ト	中電玉島隊 甲 化
ENEOS(株)水島製油所 B工場 B地区	*1 ○	*1 ○	●				
ENEOS(株)水島製油所 B工場 第2原油基地	○	◎	●				
ENEOS(株) 水島製油所 潤滑油物流センター	△	☆	●				
中国電力(株)水島発電所	△	☆	●				
三菱ケミカル(株)岡山事業所	◎	○	●				
関東電化工業(株)水島工場	△	☆	●				
東京製鐵(株)岡山工場	△	☆	●				
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所B地区	○	◎	●				
旭化成(株)製造統括本部 水島製造所C地区	*2 ◎	*3 ○	○				
日本ゼオン(株)水島工場	◎	○	○				
(株)大阪ソーダ水島工場	*2 ◎	*3 ○	○				
荒川化学工業(株)水島工場	△	☆	●				
日本曹達(株)水島工場	●	◎	○				
(株)水島オキシトン水島工場	●	◎	○				
(株)大阪ソーダ岡山工場	●	◎	○				
(株)新来島サノヤス造船	●	◎	○				

発災事業所 (西 地 区)	ENEOS-B隊 2 点 セット	菱化隊 2 点 セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A隊 甲 化	ENEOS-A隊 2 点 セット	JFE隊 2 点 セット	中電玉島隊 甲 化
ENEOS(株)水島製油所 A工場				●	*1 ○	*1 ○	●
三菱ガス化学(株)水島工場				●	○	◎	●
JFEスチール(株)西日本製鉄所 (倉敷地区)				●	◎	○	●
JFEケミカル(株)西日本製造所 倉敷工場				●	◎	○	●
(株)JFEサンソセンター倉敷工場				●	◎	○	●
瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所				●	◎	○	●
水島エコワークス(株)				●	◎	○	●
(株)クラレ倉敷事業所(玉島)				◎	●	●	○
中国電力(株)玉島発電所				●	*4 ◎	*5 ○	○
三菱自動車工業(株)水島製作所				○	◎	●	●
日清オイリオグループ(株)水島事業場				○	◎	●	●
MGCウッドケム(株)水島工場				○	◎	●	●
オーシカケミテック(株)水島工場				○	◎	●	●
JFEミネラル(株)水島合金鉄事業部				●	◎	○	●
中国精油(株)水島工場				◎	●	●	○

- *1 ENEOS(株)水島製油所B工場B地区とENEOS(株)水島製油所A工場への2点セットの代替出動は別に定める共同防災隊出動基準細則に従い実施する。
- *2 高さ20m以上の災害時、または発災事業所で2点セットの出動が必要と判断した時に代替出動(菱化隊不在時の代替)
- *3 旭化成省力型甲種普通化学車が不在時の代替
- *4 高さ20m以上の災害時、または発災事業所で2点セットの出動が必要と判断した時に代替出動(JFE隊不在時の代替)
- *5 中国電力玉島省力型甲種普通化学車が不在時の代替

- 注1) 2点セットへの代替出動は、1車種のための代替で足りる場合に於いても、原則として2点セットとして代替出動する。また、省力型甲種普通化学車の代替出動で2点セットが出動することになっているものは、大型化学高所放水車のみの代替出動とする。
- 注2) ENEOS(株)水島製油所B工場第2原油基地への大型化学高所放水車の代替出動については、菱化隊の大型化学高所放水車のみの代替出動とする。

共同防災隊出動基準細則

「ENEOS (株) 水島製油所 A 工場及び B 工場の代替出動体制について」

1. 目的

この内規は、「共同防災隊出動基準」2. 出動体制、(3) 代替出動、別紙-2 の ENEOS 株式会社水島製油所の代替出動について定め、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）上、必要車両が出動出来る体制を整備する。

2. 代替出動

ENEOS (株) 水島製油所 A 工場および B 工場 B 地区の石災法上必要車両は 2 点セット×2 セットであるが、西地区および東地区の 2 点セット保有状況は 2 セットのため各地区単独で代替出動が出来ない。よって、ENEOS (株) 水島製油所 A 工場および B 工場への共同防災隊出動車両 第 1 次出動（代替出動）は以下の通りとし、運用することとする。

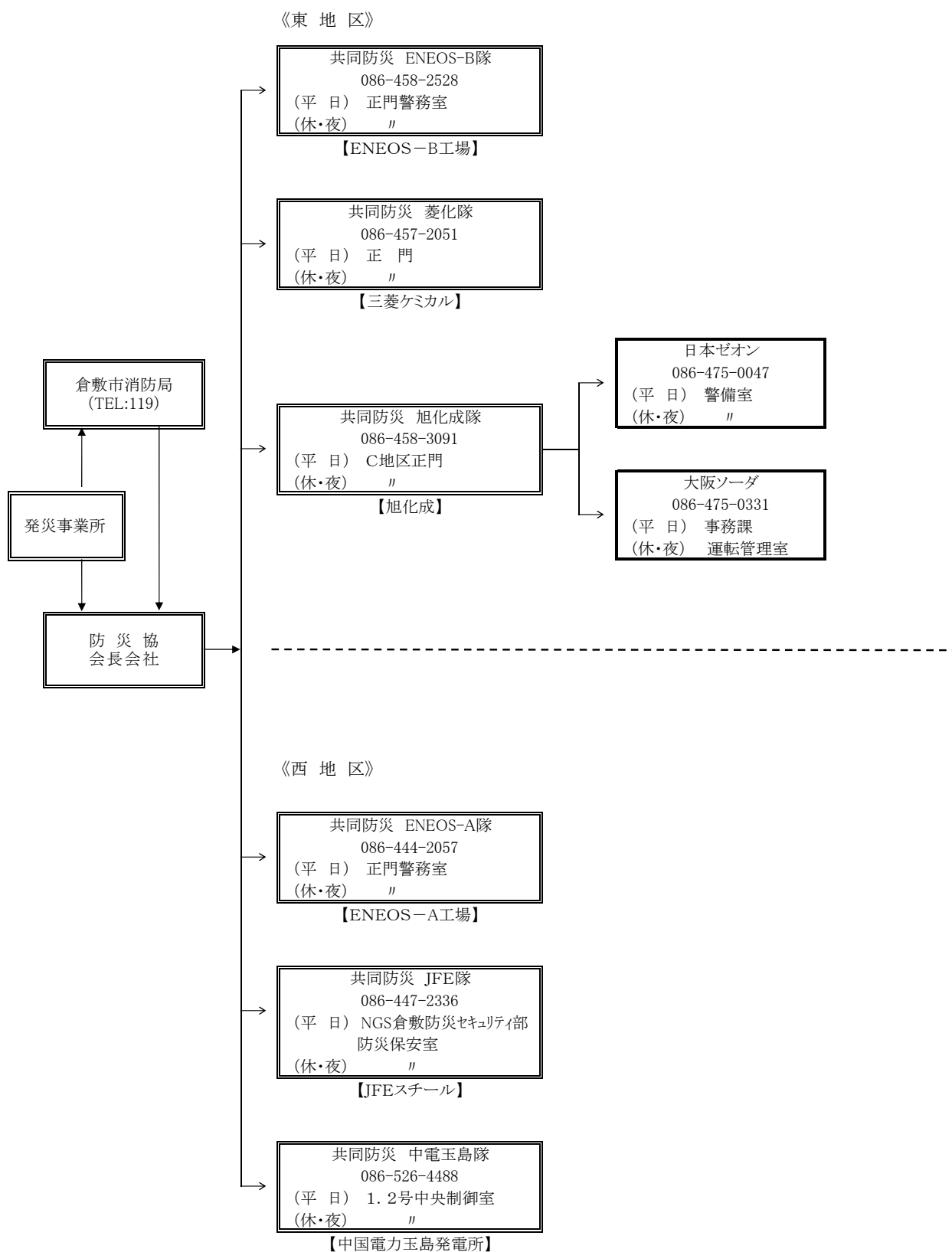
◎印 代替出動 ○印 出動 ●印 待機

発災事業所	ENEOS-B 隊 2 点セット	菱化隊 2 点セット	旭化成隊 甲 化	ENEOS-A 隊 甲 化	ENEOS-A 隊 2 点セット	JFE 隊 2 点セット	中電玉島隊 甲 化
ENEOS (株) 水島製油所 B 工場 B 地区 (東地区)	○		●		◎		
		○	●		◎		
ENEOS (株) 水島製油所 A 工場 (西地区)	◎			●	○		●
	◎			●		○	●

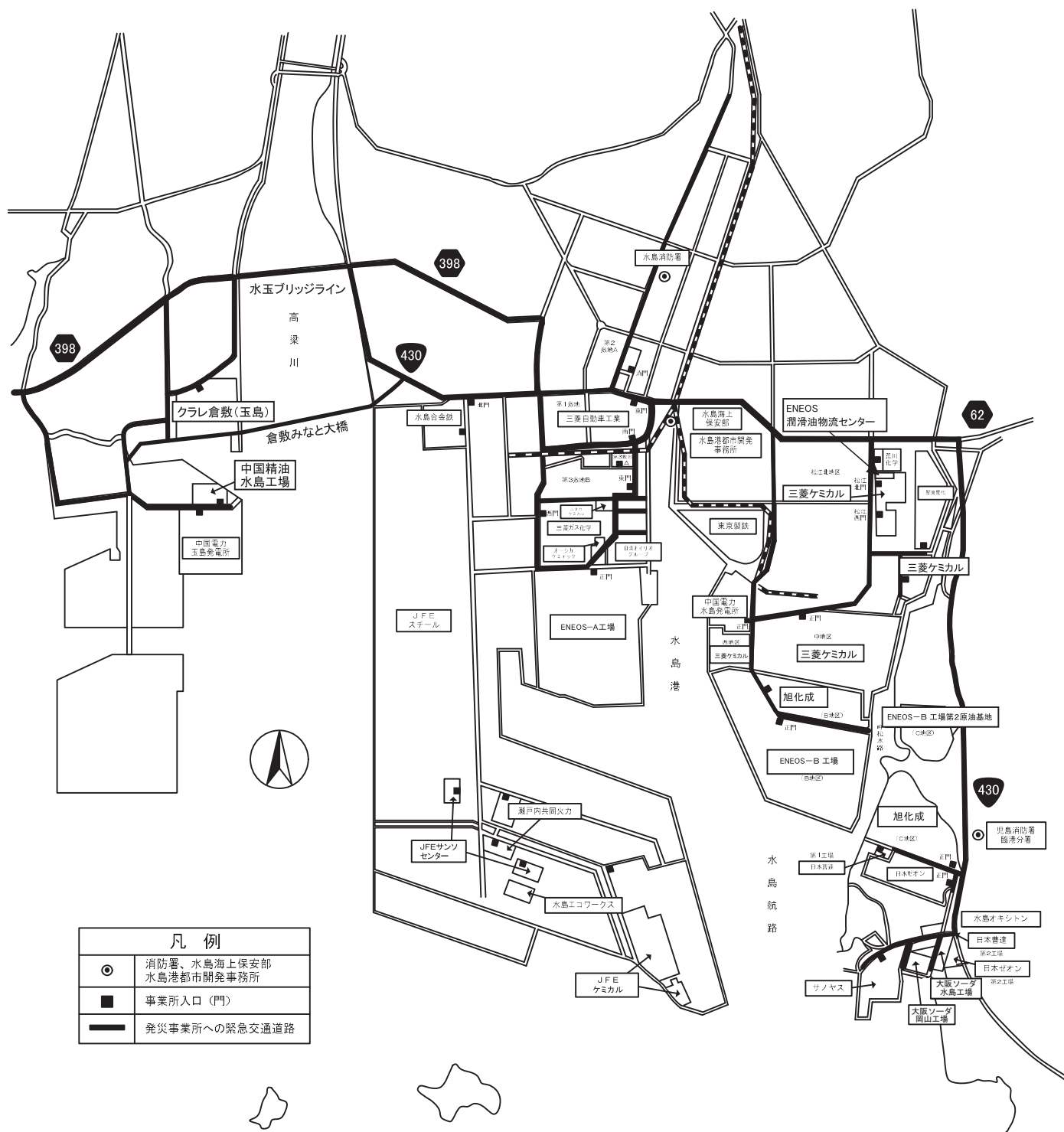
附 則

- ・この細則は2022年（令和4年）4月2日から運用する。

災害発生時における共同防災隊出動要請等連絡経路図



水島コンビナート周辺図





【条例等 26】

水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定

災害発生に際し水島コンビナート地区保安防災協議会（以下「防災協」という。）の会員事業所は、自社防衛体制の万全を期するほか、共同防災の出動を得て必要な応急措置を行うが、更に当地区の総合防災力を結集する趣旨から「水島コンビナート地区保安防災協議会会則」第3条(5)項に定める相互援助に関する事項について次のとおり協定する。

（適用範囲）

第1条 この協定は、「石油コンビナート等災害防止法」で定める特別防災区域内の会員事業所で発生する災害について適用する。

なお、特別防災区域外であっても会員事業所に係わる連絡配管についてはこの協定を準用する。また、会員事業所外で災害が発生し、その災害が会員事業所内に発展するおそれがあり、会員事業所が援助要請を必要と認めた場合も準用する。

（災害の定義）

第2条 災害とは次の各号とする。

- (1) 火災、爆発が発生した場合
- (2) 可燃性ガス、毒性ガス、毒劇物、石油等の漏洩、流出が生じた場合

（防災資機材等の定義と員数の確認）

第3条 応援を行う防災資機材等とは、次項の応援可能資機材資料に掲げられている車両、装備、消火薬剤、土のう、呼吸器および可搬式ガス検知器等の他、災害防除に必要な資機材および要員をいう。

- 2 防災協消防部会長会社は応援活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、あらかじめ防災資機材に関する資料を作成して会員事業所へ配布するものとし、会員事業所は資料作成に協力するものとする。

なお、本資料は毎年度初めに見直しを図り整備するものとする。

（援助の要請）

第4条 援助要請は原則として発災または被災（以下「発災」という）事業所の防災管理者が防災協会長会社（以下「会長会社」という）へ行うものとする。

- 2 会長会社は、援助要請を受けると直ちに会員事業所の防災協担当者を窓口として第3条第2項に定める応援可能資機材資料等を参考に必要な調整を行い応援を要請する。
- 3 発災事業所は会長会社へ広報活動の援助を要請する際には広報文を作成するなど広報内容を明確にしなければならない。

（会員事業所の責務と応援活動）

第5条 会員事業所はこの協定に定めるところにより相互に協力し、必要な処理を遂行する責務を有する。

- 2 援助要請を受けた会員事業所は、特別の事情がない限り、直ちに応援活動を行うこととする。
- 3 応援事業所の指揮者は災害現場到着と同時に発災事業所に応援出動の人員、応援資機材の種別および員数等を報告し、その指示を受けて活動を開始する。
- 4 資機材のみの応援を行う場合は応援資機材の種別及び員数を報告して引き渡す。
- 5 応援活動が終了したときは、応援活動で使用した資機材の撤収を行い人員ならびに資機材の異常の有無、消火薬剤の使用量等を確認して援助要請をした事業所に報告する。

(隣接事業所間の相互協力)

第6条 事業所境界線付近での発災に対しては隣接事業所は自社設備の防衛を兼ねて災害の拡大防止に協力するものとする。

この協力要請は発災事業所から隣接事業所へ直接行う。

(標示等)

第7条 発災事業所の防災隊長、指導員および現地本部の位置は防災協「標識基準」の定めるところにより表示する。

(守秘義務)

第8条 応援活動を行った防災要員は応援活動により知り得た事業所内の設備の状況、その他の事実については当該事業所の了承を得ないで記述、口外してはならない。

(災害補償)

第9条 応援活動、若しくは往復走行途上に発生した人的、物的事故の損害については「水島コンビナート地区共同防災規程」第26条第1項及び第2項を準用し応援事業所と援助要請をした事業所間で誠意をもって協議のうえ措置する。

(応援出動報告)

第10条 応援出動を行った事業所は様式－1「応援出動報告書」に基づき報告書を作成し、会長会社と援助要請をした事業所へ提出する。

(出動費用の負担)

第11条 人件費(出動費)及び使用薬剤・防災資機材にかかわる費用は援助要請をした事業所の負担とし「水島コンビナート地区共同防災規程」第25条第3項を準用して、応援事業所と援助要請をした事業所とで協議する。

(制定・改廃)

第12条 この協定の制定・改廃は、防災協の総会の承認により行うものとする。

附 則

1. 本協定は、昭和56年4月16日から実施する。
2. 「水島地区保安防災協議会相互援助協定」(昭和47年6月20日制定)は本協定の日から廃止する。
3. 昭和58年9月29日 一部改訂

様式－1

応援要請事業所 殿 水島コンビナート地区保安防災協議会 会長会社 殿 事業所名 _____ 応援出動報告書 標記の件につきまして、下記のとおりご報告いたします。 記		年 月 日			
出 動 年 月 日	年 月 日				
出 動 時 間	時 分 ～ 時 分				
出 動 場 所					
応 援 資 機 材	車 両	車 両 名			
		走 行 距 離	Km	Km	Km
		燃料使用量	L	L	L
		薬液使用量	L	L	L
	その他の資機材	名 称	数 量	名 称	数 量
	応援防災要員 (合計 人)		隊長（班長）：		
			機 関 員 ：		
一 般 要 員 ：					
防災要員又は防災 資 機 材 の 損 害					
その他					

【条例等 27】

水島地区排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、水島地区（水島海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携し、かつ、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「水島地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等の防除マニュアルの作成

イ 情報の共有

ロ 人員、施設、器材の動員、輸送

ハ 出動船艇相互間の通信連絡

ニ その他必要事項

(2) 排出油等の防除に必要な施設、器材の整備の推進

(3) 排出油等の防除に関する研修および訓練

(4) 排出油等防除活動の連携の推進

(5) 排出油等への処理剤の使用に関する事項

(6) その他排出油等の防除に必要な事項

(組 織)

第4条 地区協議会は、会長および会員をもって組織する。

2 会長は、水島海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、水島海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係のある機関をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究および事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推せんする者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第5条 会議は、定例会議および臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通報するものとする。

(1) 施設、器材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他必要な事項

（情報提供）

第7条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

（排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関連企業等は、油等を排出した場合、海防法第39条第2項各号に掲げる排出の原因者として、また排出された油等の荷送、荷受人等は、同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 前各項以外の会員は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第10条 地区協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、水島地区（水島海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域）に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

（訓練）

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上の訓練（図上演習を含む。）を行うものとする。

（求償事務）

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

（災害補償）

第13条 防除活動を実施したものが、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

（協議）

第14条 この会則に疑義が生じた場合およびこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、そのつど協議し決定するものとする。

(庶務)

第15条 地区協議会の庶務は、水島海上保安部警備救難課において行う。

附 則

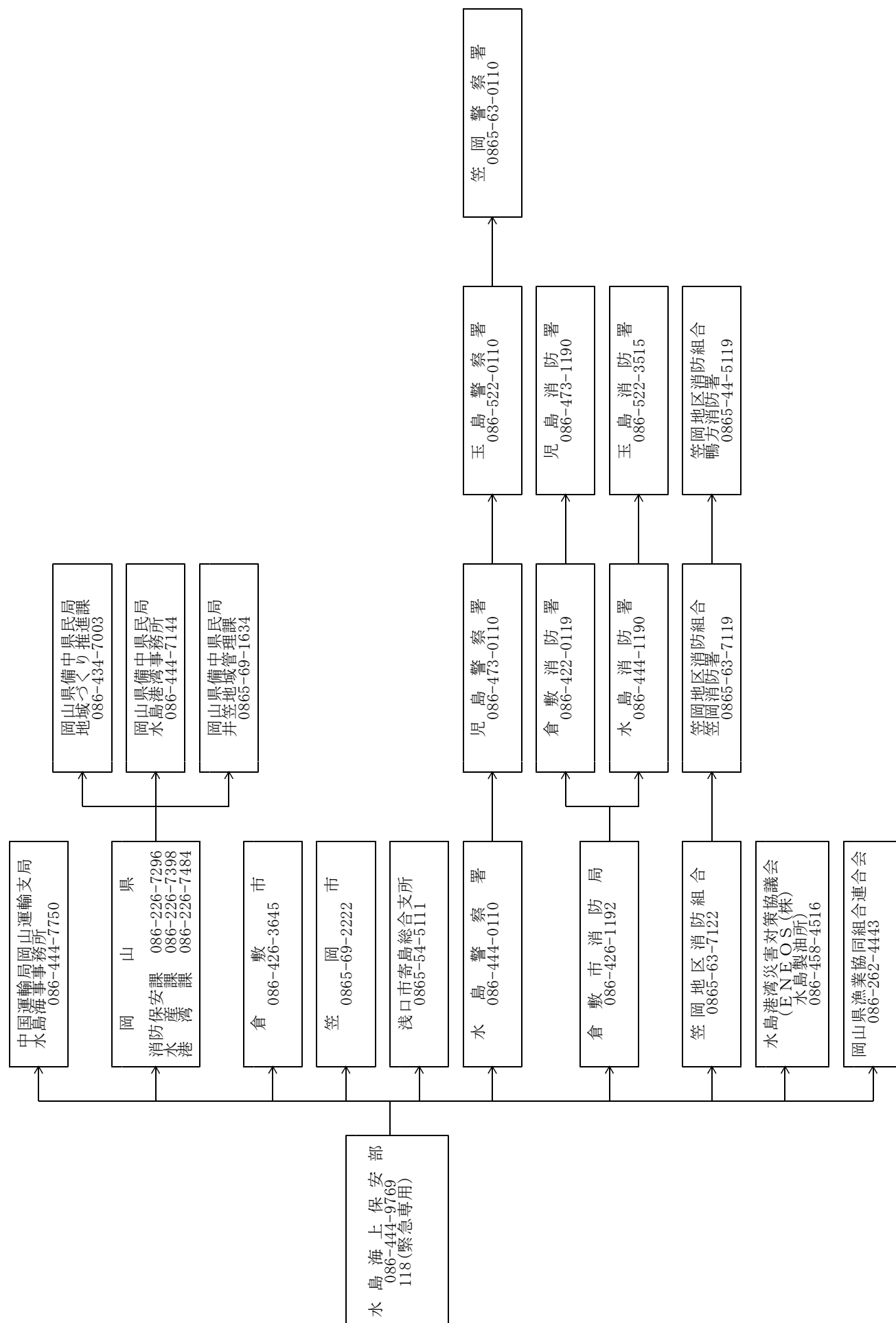
この会則は、昭和49年8月30日から施行する。

平成8年3月12日 改正(協議会名、海防法に基づく協議会とするための改正等)

平成9年12月17日 改正

平成19年9月19日 改正(協議会名等の改正)

水島地区排出油防除協議会連絡系統図



【条例等 28】

水島港湾災害対策協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、水島港湾災害対策協議会（以下「本会」という。）と呼称する。略称は「水島災対協」とする。

(目 的)

第2条 本会は、水島港およびその周辺海域（以下「水島港湾」という。）における船舶火災および海上流出油等の大規模な災害を予防するとともに、万一災害が発生した場合における防災対策を強力かつ効果的に実施するとともに必要な事項について関係機関と連絡協議し、防災対策を推進する事を目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防災計画に関すること。
- (2) 災害情報の連絡に関すること。
- (3) 防災に必要な資器材の整備および備蓄に関すること。
- (4) 防災に関する技術的事項の調査および研究に関すること。
- (5) 防災に関する研修および訓練に関すること。
- (6) 災害時における応援および応援体制の整備に関すること。
- (7) 他の協議会と連携を図り防災に対処すること。
- (8) その他防災に必要な事項に関すること。

(会 員)

第3条 本会は、水島港湾の海上災害または防災に関係のある民間企業をもって会員とする。

2 会員は災害発生の場合には別に定める「相互応援要領」により防災機関の活動に協力するものとする。

(役 員)

第4条 本会に会長1名、副会長、委員および会計監事若干名をおく。

2 会長、副会長、委員および会計監事は協議会が決定するものとし、任期は1年とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は本会を代表し、本会の行う業務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の指名によりその職務を代理する。

3 委員は委員会を構成する。

4 会計監事は会計を監査する。

(顧 問)

第6条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第7条 本会の会議は協議会および委員会とし、会長が招集してこれを主宰する。

2 協議会は年1回以上、委員会は必要に応じ開催する。

3 会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

4 協議会は周囲の事情により招集が困難、または適切ではないと認められるときは、会長の判断により書面により賛否を求め協議会に代えることができる。

(協議会)

第8条 協議会の役員、顧問および会員をもって構成し、次の事項を協議決定する。

- (1) 業務計画
- (2) 予算決算
- (3) 会則の第2条の目的を達成するための重要な事項
- (4) 会則の改正
- (5) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第9条 委員会は会長、副会長および委員をもって構成し、次の事項を協議決定する。

- (1) 協議会に付議すべき事項
 - (2) 会則第2条第2項に規定する業務の実施
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 会長は必要があると認めるときは、顧問および委員以外の会員の出席を求めることができる。

(専門部会)

第9条の2 本会の事業遂行のため、必要ある場合は委員会の承認を得て専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の構成、運営方法、掌理事項、その他必要事項については会長がこれを定める。

(会計)

第10条 本会の運営費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会員は会費年額30,000円を納入するものとする。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は会長事務所におく。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が委員会の承認を得て定めるものとする。

[附 則]

この会則は、昭和46年3月18日から施行する。

- | | |
|-----|------------|
| 改 正 | 昭和48年3月30日 |
| 改 正 | 昭和49年7月8日 |
| 改 正 | 昭和50年4月25日 |
| 改 正 | 昭和51年4月28日 |
| 改 正 | 昭和57年5月10日 |
| 改 正 | 平成元年5月12日 |
| 改 正 | 平成4年5月25日 |
| 改 正 | 令和2年5月27日 |

【条例等 29】

水島港湾災害時における相互応援要領

水島港湾災害対策協議会会則第3条第2項にいう水島港湾災害時における相互応援要領を次のとおり定める。

1. 目的および範囲

- (1) この要領は水島港およびその周辺海域において会員に関連する船舶の火災および海上流出油等の災害発生の際に相互の応援に関し必要な事項を定め協力してその処理に務め被害の軽減をはかることを目的とする。
- (2) 上記(1)にいう「周辺海域」とは、倉敷市行政区域の地先区域を指すものとする。ただし水島海上保安部長より情報提供及び原因者より協力要請がある場合は会長の判断により、当該海域以外の海域に対しても応援活動の範囲を拡大することができる。

2. 応援事項

会員の応援事項は次のとおりとする。

- ① 自衛清掃隊および自衛消防隊の派遣
- ② 曳船その他必要船舶の派遣
- ③ 消防車その他必要車両の派遣
- ④ 流出油処理剤、化学消火原液およびオイルフェンス等の必要資器材の援助
- ⑤ 必要人員の派遣

3. 応援要請

会員または会員に関連する災害船舶の船長（以下「応援要請者」という。）は、応援を求めようとする場合は、水島海上保安部長（以下単に「保安部長」という。）に次の事項を通報し応援を要請するものとし、事後すみやかに応援要請書（様式1）を提出するものとする。

- ① 災害状況
- ② 応援事項（人員数、船舶、消防車、資器材の種類および数量等）
- ③ 応援作業の内容
- ④ その他必要な事項

- (1) 保安部長は応援要請を受けた場合は総合調整本部にて情報の共有化とともに調整した結果を会長に伝え、会長は応援に必要な事項を各会員又は該当する会員に伝達し応援を要請する。又応援要請者より直接会員に対し、要請があった場合はこの限りではない。
- (2) 保安部長は事故・災害発生状況の通報連絡を別に定める「連絡系統図」により行うことができる。

4. 応援活動

会員は総合調整本部を通じ会長から3の(2)項の要請があった場合は、特別の事情がない限りすみやかに応援を行うものとする。

- (1) 会員は応援しようとする場合は、次の事項を保安部長へ通報するものとする。
 - ① 応援事項（人員数、船舶、消防車、資器材の種類および数量等）
 - ② 応援清掃隊の責任者の役職氏名
 - ③ 出動時刻
 - ④ その他必要事項
- (2) 応援のため出動した者は、総合調整本部の調整により活動するものとする。
- (3) 会長は必要に応じ必要な会員等に対しては、保安部へ人員の派遣を求めることができるものとする。
- (4) 会則2条2項(7)により漁協に出動を要請することがある。

5. 応援結果の通知

応援会員は、保安部長および応援要請者に応援結果通知書（様式2）を送付するものとする。

6. 費用の負担および求償事務

応援活動に要した清掃作業等の費用および事故による損害は事故発生会社または応援要請者の負担とし、できるだけすみやかに応援会員に対し精算を行うものとする。

ただし、災害現場に出動または引き返す途中の事故により発生した損害については、原則として応援会員の負担とする。

(1) 前項の精算を行う際、本会の会員の清掃費用について原因者の要請によりその窓口となる。事故による第三者に対する損害補償については事故発生会社または応援要請会員が責任をもって処理するものとする。

(2) 海上災害の特殊性により、上記各項の定めにより難しい場合は、誠意をもって相互に協議のうえ定めるものとする。

7. 災害給付

応援のため出動した者が負傷または死亡等の災害をこうむったときは、海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）および労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用をうけることができる。

8. 資料の提出

会員は保安部長に次の資料を提出するものとする。

- ① 自衛清掃隊および自衛消防隊の編成
- ② 船艇、車両および資器材の種類および数量
- ③ けい留施設および同付近の消火栓の種類と配置

〔附 則〕

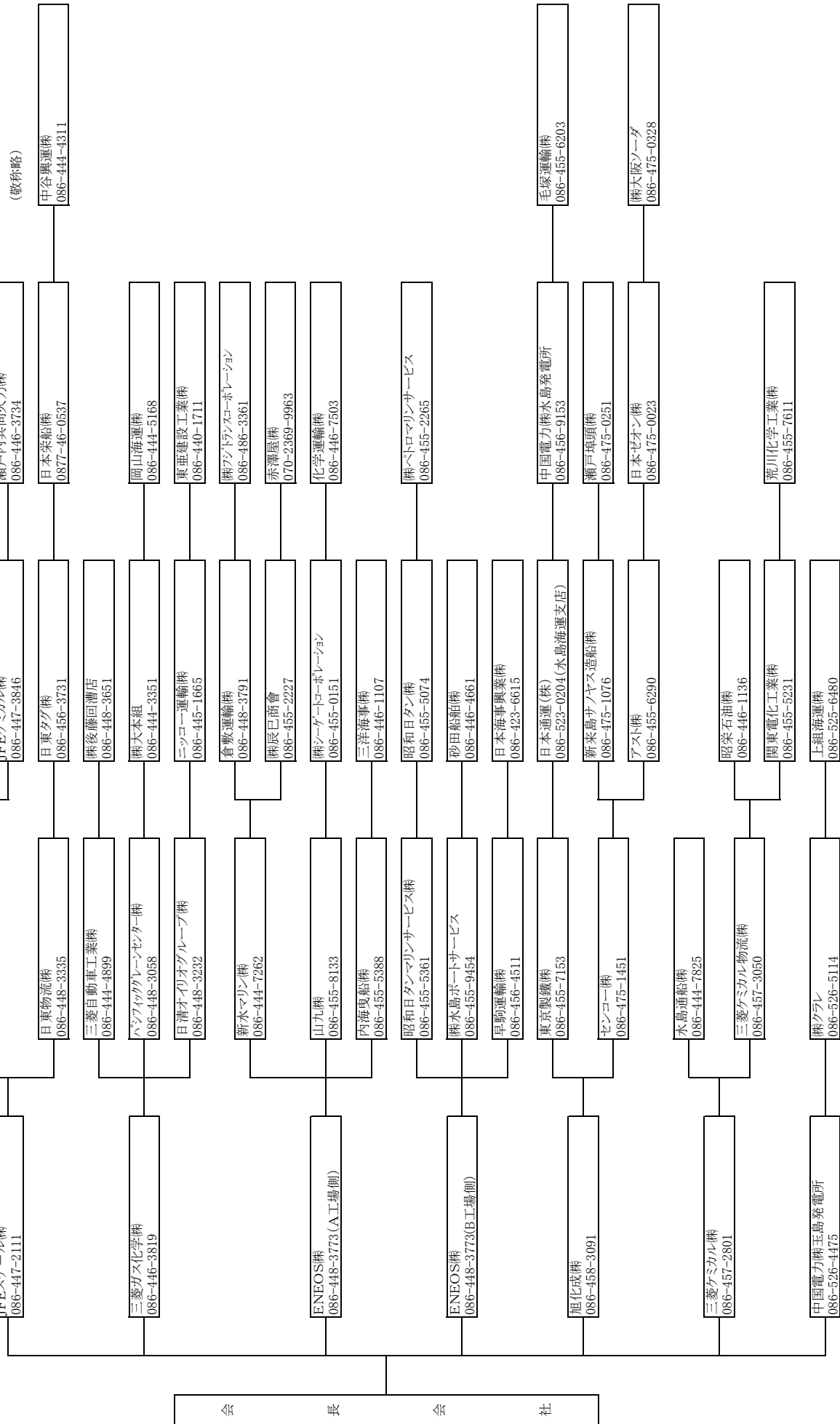
この要領は昭和46年3月18日から実施する。

改 正	昭和48年3月30日
改 正	昭和49年7月8日
改 正	昭和49年8月30日
改 正	平成9年12月17日
改 正	平成20年1月29日（排防協会則改正による）

連絡系統図

2024.4.1

(注) 次の連絡先が不在の場合は、
その次の連絡先へ連絡して
下さい。
(敬称略)



【条例等 30】

大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会設置要綱

(設置)

第1条 石油コンビナート等災害防止法第19条の2第1項の規定に基づき、同法施行令別表第三の第九地区（以下「瀬戸内地区」という。）の特定事業者が広域共同防災組織を設置して行う大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放射システム」という。）を用いて行う防災活動について、関係行政機関が連携を密にして統一した指導及び緊急時の円滑かつ迅速な対応をとるため、大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、別表3に掲げる瀬戸内地区の特定事業者が整備する大容量泡放射システムの適切かつ効果的な導入、整備を図る。

- 一 大容量泡放射システムの有効性の確認・検証に関すること
- 二 瀬戸内地区広域共同防災組織警防計画に関すること
 - ①防災要員に関すること
 - ②大容量泡放射システムの搬送に関すること
 - ③その他の警防計画に関すること
- 三 その他、大容量泡放射システムの適切かつ効果的な整備及び運用等に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係行政機関（以下「構成機関」という。）で構成する。

(部会)

第4条 協議会に、大容量泡放射システムの搬送に関する事項を協議するため、輸送部会を置く。

- 2 輸送部会は、構成機関と別表2に掲げる関係機関で構成する。

(協議会の運営)

第5条 協議会に、構成機関のうちから互選により幹事を置く。

- 2 協議会の会議は、構成機関と調整のうえ、幹事が招集し、開催する。
- 3 協議会の会議に、必要に応じ構成機関以外のものを出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、香川県危機管理総局危機管理課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、構成機関が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

(別表 1)

構 成 機 関
兵庫県
岡山県
徳島県
愛媛県
香川県
赤穂市消防本部
倉敷市消防局
阿南市消防本部
坂出市消防本部
松山市消防局
今治市消防本部

(別表 2)

関 係 機 関	
近畿管区警察局	徳島県警察本部
中国四国管区警察局	香川県警察本部
中国四国管区警察局四国警察支局	愛媛県警察本部
高松海上保安部	一般社団法人香川県トラック協会
兵庫県警察本部	西日本高速道路株式会社
岡山県警察本部	本州四国連絡高速道路株式会社
広島県警察本部	四国フェリー株式会社

注) 高松海上保安部は、関係するすべての海上保安部を代表する。

(別表 3)

特 定 事 業 所
関西電力株式会社 赤穂発電所
中国電力株式会社 玉島発電所
四国電力株式会社 阿南発電所
四国電力株式会社 坂出發電所
ENEOS株式会社 水島製油所A工場
ENEOS株式会社 水島製油所B工場・第2原油基地
三菱ケミカル株式会社 岡山事業所
太陽石油株式会社 四国事業所
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構菊間国家石油備蓄基地
コスモ松山石油株式会社 松山工場
波方ターミナル株式会社
コスモ石油株式会社 坂出物流基地

【条例等 31】

瀬戸内地区広域共同防災協議会規則

(名 称)

第 1 条 本会は、「瀬戸内地区広域共同防災組織に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条の定めに基づき設立されたもので、瀬戸内地区広域共同防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本規則は協定書とあいまって、協議会が円滑に組織運営を行い、もって効果的な広域共同防災体制を確立することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に定める事業を行う。

- (1) 広域共同防災組織の活動に関する年間計画の立案
- (2) 防災訓練の計画および実施
- (3) 防災要員の教育計画および実施
- (4) 広域共同防災活動
- (5) 防災資機材等の技術的検討および維持管理
- (6) 協議会の予算の策定および管理
- (7) 「瀬戸内地区広域共同防災規程」の改廃に関する事項
- (8) 前各号に関する付帯事項その他本協議会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 4 条 協議会は、別表-1に掲げる事業所（以下「構成事業所」という。）を会員として構成する。

- 2 各構成事業所は、協議会の総会、その他の運営に参加する者（第6条の役員を含む。）として、その従事者を指定し、協議会に書面で届出のものとする。ただし、その代行または補佐する者を複数併記することを妨げない。
- 3 協議会への入会を希望する事業所は速やかに書面にて、また、協議会からの退会を希望する構成事業所および広域共同防災組織に関係する保有タンクの状況に変動等がある構成事業所は、次の年度が始まる6カ月以上前までに書面にて、第6条で定める協議会会長（以下「会長」という。）に届出を行い、協議会総会（以下「総会」という。）の承認を得るものとする。ただし、協議会は、当該届出を不合理に拒絶しない。

(組 織)

第 5 条 協議会の組織は、別図に記載のとおりとする。

(役員の種類と選任)

第 6 条 協議会に次の役員（以下「役員」という。）を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 幹 事 3名
- (4) 会 計 監 査 1名
- 2 前項の役員は、総会において各構成事業所が自薦もしくは推薦する者の中から、構成事業所の互選により選出する。
- 3 協議会役員の選出にあたっては、各構成事業所が所在する地域および業種に配慮する。

4 前項の役員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第7条 役員の任務を次のとおり定める。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、幹事会を組織し、協議会の運営および事業に関する事項を審議する。
- (4) 会計監査は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(機 関)

第8条 協議会は、第3条の事業を遂行するため、次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 事務局

(総 会)

第9条 総会は、次の事項を協議決定する。

- (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 本規則の改廃および「瀬戸内地区広域共同防災規程」の改廃
 - (4) 役員の選任および解任
 - (5) 「瀬戸内地区広域共同防災組織の費用負担割合に関する覚書」の改廃
 - (6) 構成事業所の協議会入退会
 - (7) その他、協議会の運営に関し会長が必要と認める事項
- 2 総会は、毎年事業年度終了後に開催する定時総会のほか、会長が必要と認めたとき、もしくは構成事業所の過半数から臨時総会開催の要求がなされたとき、全ての構成事業所を招集して開催する。

(総会成立と決議)

第10条 総会は、構成事業所の過半数の出席により成立する。

- 2 構成事業所は、一事業所ごとに一議決権を有するものとし、総会の議事は、出席した構成事業所の議決権の過半数をもって決定し、賛否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 総会に出席できない構成事業所は、代理人をもってその議決権を行使することができる。この場合には、会長に委任状を提出するものとする。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 会長は、総会の議事録を作成し、これを保管する。
- 6 決議は、総会または臨時総会による議決に替え、書面による議決とすることができる。なお、一事業所ごとに議決権を有するものとし、議決は過半数を持って決定する。賛否同数の時は会長がこれを決定する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって構成し、次の職務を行う。

- (1) 総会の付議事項の立案
 - (2) 総会の運営
 - (3) その他協議会の運営に必要な事項
- 2 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。なお、会長は必要に応じて幹事以外の者（当該構成事業所の社員に限る。）をオブザーバーとして参加させることができる。

3 幹事会は、第1項に定める職務の全部または一部を事務局に行わせることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を円滑に処理するため事務局を設ける。

2 事務局は幹事会の指示により協議会の運営に必要な事務を行い、幹事会に報告を行う。

(顧問)

第13条 総会の承認により、必要に応じて顧問を置くことができる。

(会計)

第14条 協議会の運営に係る費用は、協定書第10条の定めに基づき徴収する事務局運営費をもって充てる。

2 会長は必要に応じて、総会の承認を得て臨時事務局運営費を徴収することができる。なお、特定の構成事業所の便益に係る費用については、その他の構成事業所の了解を得て臨時に当該費用を徴収する。

(会計監査)

第15条 会計監査は、いつでも会長もしくは事務局に対し会計の報告を求め、または財産の状況について調査することができる。

2 会長は、当該会計年度終了後、遅滞なく収支計算書を作成し、添付書類とともに会計監査に提出しなければならない。

(監査報告)

第16条 会計監査は、定時総会開催前までに会長に監査報告書を提出し、また総会において監査報告を行う。

2 構成事業所が1カ月前までに事前通知を行って、会計および監査報告に係る証憑類の閲覧を会長または会計監査に求めた場合は、会長並びに会計監査はこれに応じなければならない。

(余剰金処理)

第17条 事業年度末において余剰金が生じたときは、総会の決議を経て、翌事業年度にこれを繰越または構成事業所に返金する。

(防災資機材等の保有形態)

第18条 協定書第5条に定める資機材および資機材を保管する倉庫等はリース方式により調達する。

2 協議会は、必要なリース契約を締結するものとし、各構成事業所は当該契約内容を遵守するものとする。

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(解散及び手続)

第20条 協議会は、総会の決議により解散することができる。解散の決議は、総会において全構成事業所の4分の3以上の同意がある場合に成立する。

(残余財産の処分)

第21条 前条に基づく協議会の解散に当たり、協議会の財産および債権債務を清算の後なお残余財産がある場合には、構成事業所は、原則として協定書第8条に定めた負担割合に応じて分配を受け、また、債務がある

場合には当該費用負担割合に応じてその債務を負担する。

(改定履歴)

制定 平成19年 3月 1日

改定 平成23年 4月 1日

改定 平成24年 2月 1日

改定 平成24年10月 1日

付 則

1. この規則は、平成24年10月1日から効力を有するものとする。
2. この規則改定と同時に、平成24年2月1日付けで改定した「瀬戸内地区広域共同防災協議会規則」は失効する。

別表－１ 瀬戸内地区広域共同防災協議会構成事業所一覧

構 成 事 業 所	
名 称	住 所
コスモ石油株式会社 坂出物流基地	香川県坂出市番の州緑町１番地１
関西電力株式会社 赤穂発電所	兵庫県赤穂市加里屋字東沖手１０６２番地
中国電力株式会社 玉島発電所	岡山県倉敷市玉島乙島字新湊８２５３番２
四国電力株式会社 阿南発電所	徳島県阿南市橘町幸野１０６
四国電力株式会社 坂出發電所	香川県坂出市番の州町２
ENEOS株式会社 水島製油所（Ａ工場）	岡山県倉敷市水島海岸通四丁目２番地
ENEOS株式会社 水島製油所（Ｂ工場／第２原油基地）	岡山県倉敷市潮通二丁目１番地 岡山県倉敷市児島宇野津字長島新田２３０１－２番地
三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	岡山県倉敷市潮通三丁目１０番地
太陽石油株式会社 四国事業所	愛媛県今治市菊間町種４０７０番地２
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源 機構 菊間国家石油備蓄基地	愛媛県今治市菊間町種４６４２番地１
コスモ松山石油株式会社 松山工場	愛媛県松山市大可賀三丁目５８０番地
波方ターミナル株式会社	愛媛県今治市波方町宮崎甲６００番地

別図- 1 瀬戸内地区広域共同防災協議会組織図

